

政策評価審議会提言
参考資料

【目次】

○ 政策評価審議会提言（ポイント）	1
○ 政策評価審議会提言（概要）	3
○ 政策評価審議会提言に係る審議経過	9
・第19回政策評価審議会（第24回政策評価制度部会との合同） （令和2年10月9日）資料	
森田委員提出資料	11
前葉委員提出資料	15
岩崎委員提出資料	25
・政策評価制度の運用実態の把握等に関するWG（ワーキング・グループ） 結果概要	35
・第20回政策評価審議会（第25回政策評価制度部会との合同） （令和2年12月4日）資料	
各府省における政策評価の運用実態等に関する調査票 （各府省からの回答のポイント）	39
○ 政策評価審議会名簿	53
○ 政策評価審議会の体制及び審議事項	54

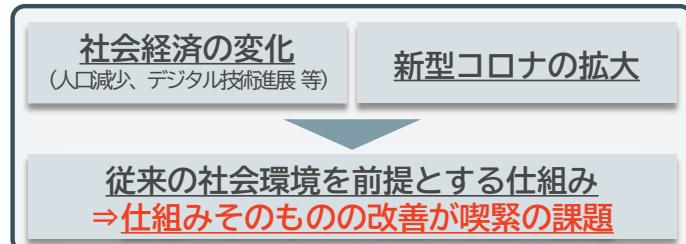
政策評価審議会提言（ポイント）

本提言は、「政策評価制度導入20年
の節目に、「行政の評価」の向かう
べき方向についてまとめたもの

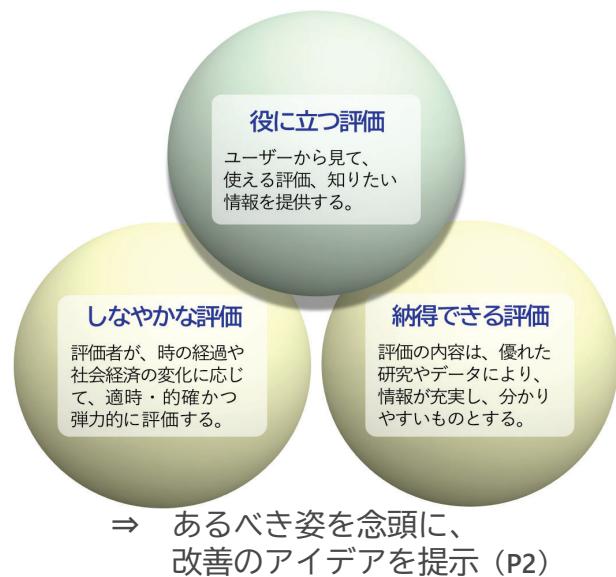
ポストコロナ新時代の「行政の評価」に転換し、政府の政策改善機能の強化を目指す

- 「行政の評価」のあるべき姿を提示（役に立つ・しなやかな・納得できる評価）
- 改善のアイデアを提示

[提言の背景]



[行政の評価のあるべき姿]



これまでの「行政の評価」は、
現行の仕組みそのものを問い合わせ直すニーズ
に応えきれない

ポストコロナ新時代の「行政の評価」へ
転換する必要

[「行政の評価」の改善のアイデア]

政策評価（各府省）

行政評価局調査（総務省）

① 役に立つ評価

- ・「評価のための評価」
- ・行政事業レビュー等の政策の改善の取組との重複感

各府省における政策過程の実態を踏まえ、作業の重複を排しつつ、政策改善等に役立つ評価プロセスを実現

ユーザーのニーズを重視した情報収集・提供や、既存の仕組みの評価・改善に不可欠な長期的变化の分析を実施

- ・政策担当者や国民が知りたい行政運営の実情を明らかにする役割がおろそかに

② しなやかな評価

- ・特定のやり方にとらわれ、評価の枠組みの見直しが適宜に行われず、意味の乏しい評価に

政策の特性や改善の目的等に応じて、前例にとらわれず、最適な評価方法を柔軟に選択

評価プロセス等を見直し、各府省・地域の迅速な対応に資する多様で迅速な情報提供を実施

- ・「勧告」を導く慎重な考察や分析に時間をかけ、各府省・地域への迅速なフィードバックにつながらない

③ 納得できる評価

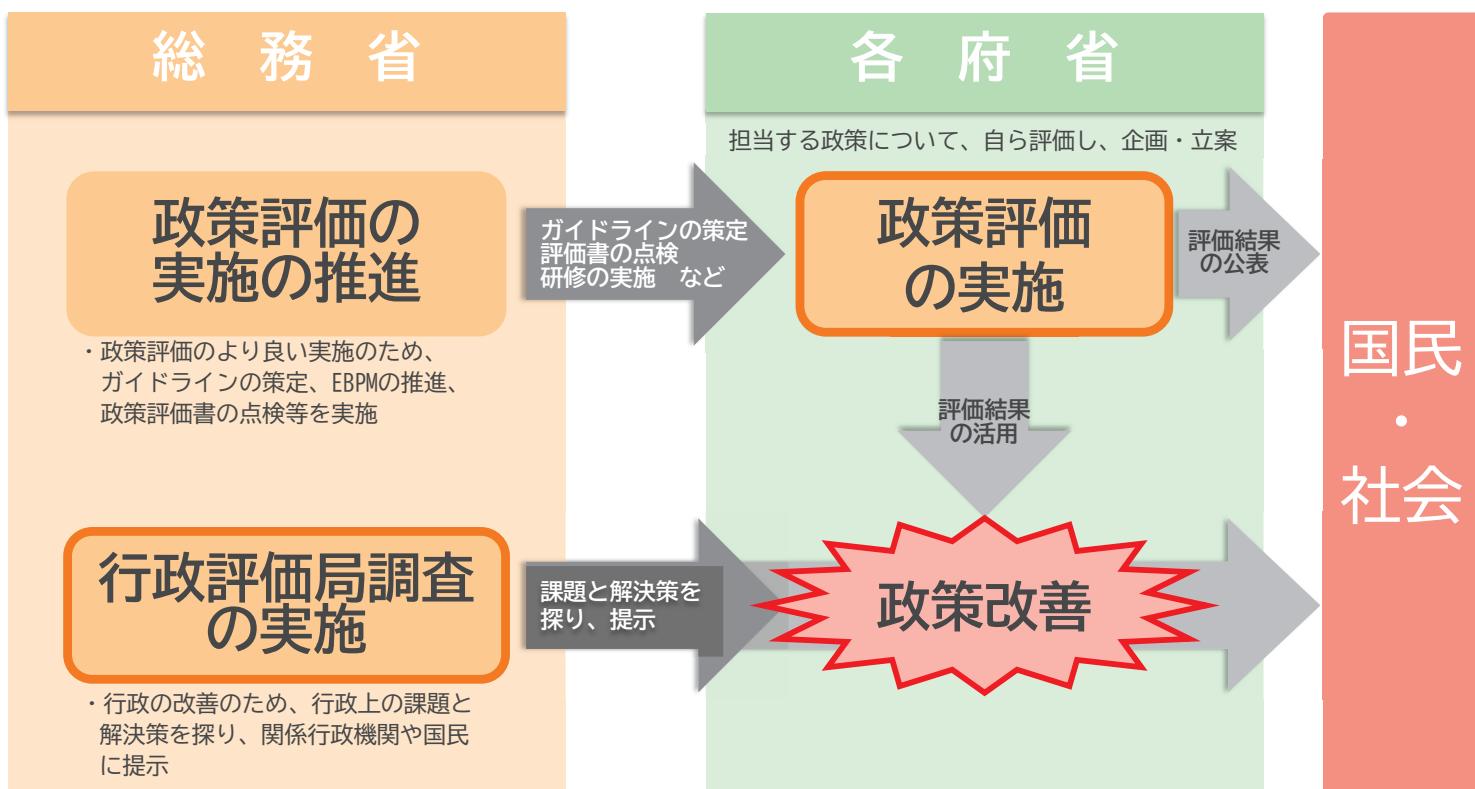
- ・EBPMの実践のための技術や、諸外国等の情報に通曉していない等、EBPMの実践方法が確立していない

EBPMの更なる推進、データの重視、研究者等との連携を進め、評価の質を向上

- ・時代の流れの中での政策環境の変化について、データ等の活用を探る取組は少ない

提言を踏まえ、各府省と連携・協力し、具体化の検討を進め、実現へ

(参考1) 「行政の評価」の概要（イメージ）



3

(参考2) 政策評価審議会 委員一覧

会長	岡 素之	住友商事株式会社特別顧問
会長代理・部会長	森田 朗	津田塾大学総合政策学部教授
部会長代理	牛尾 陽子	株式会社七十七銀行取締役監査等委員 早稲田大学総合研究機構 電子政府・自治体研究所研究院教授
委員	岩崎 尚子	新むつ小川原株式会社代表取締役社長 行政経営コンサルタント
"	薄井 充裕	津市長
"	田渕 雪子	
"	前葉 泰幸	
臨時委員	白石 小百合	横浜市立大学国際商学部教授
"	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
専門委員	小野 達也	鳥取大学地域学部教授
"	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
"	岸本 充生	大阪大学データビリティフロンティア 機構教授
"	堤 盛人	筑波大学システム情報系教授
"	堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント 研究科教授

4

政策評価審議会提言（概要）

令和3年3月
政策評価審議会

ポストコロナ新時代における行政の評価への指針～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～

社会経済の変化（少子高齢化、人口減少、デジタル技術の進展等）+新型コロナの拡大
→従来の社会環境を前提に構築してきた仕組みそのものを問い合わせ直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題



○これまでの「行政の評価」は、現行の仕組みそのものを問い合わせ直すニーズに応えきれない
【→P 2】

○課題克服に向け、

- ・常に念頭に置くべき「行政の評価」のあるべき姿を提示
- ・これに対応した具体的な取組のアイデアを整理

<「行政の評価」のあるべき姿>

- ① 役に立つ評価（ユーザーから見て、使える評価、知りたい情報を提供）
- ② しなやかな評価（評価者が、時の経過や社会経済の変化に応じて、適時・的確かつ弾力的に評価）
- ③ 納得できる評価（評価の内容は、優れた研究やデータにより、情報が充実し、分かりやすいものに）



【→P 4～7（政策評価）
P 8～10（行政評価局調査）】

○審議会としては、

- ・行政評価局が、各府省の協力を得て、具体化の検討を進め、実現することを期待
- ・今後の取組に引き続き関心を持ち、役割を果たす

1

I 「行政の評価」のあるべき姿（1）

（現状認識）

- ① 実務において「評価を政策立案・改善に活かす」という目的意識が希薄
　　ユーザーのニーズを明らかにし、充実した評価結果を提供しようとする取組が不十分
- ・政策評価：政策パッケージについての政策評価を知るために複数の関連部局の評価書を読み解かなければならぬ場合もある
 - ・行政評価局調査：表面的な問題意識の再確認や、個別のまれな事例の指摘にとどまり、政策次元での課題の分析に至っていない場合がある
- ② 固定的なスタイルにこだわる業務のやり方が、「行政の評価」の目的（政策改善に役立てられ、立案過程が国民に適切に説明されること）に役立たない結果を招來
- ・政策評価：担当業務を網羅して目標管理型評価をすることに注力し、政策改善につなげる活動というよりは、「評価のための評価」となっているおそれ
 - ・行政評価局調査：「勧告」を導くために時間をかけ、迅速な改善アクションのタイミングを失する。現行制度を物差しとした分析が、制度の前提を変えるような変化を踏まえた評価につながらない
- ③ エビデンス、データの科学的分析の工夫が限定的
- ・政策評価：ロジックモデルの重視や共同研究などが始まっているが、未だ初期段階
 - ・行政評価局調査：データ等の活用を探る取組は少ない

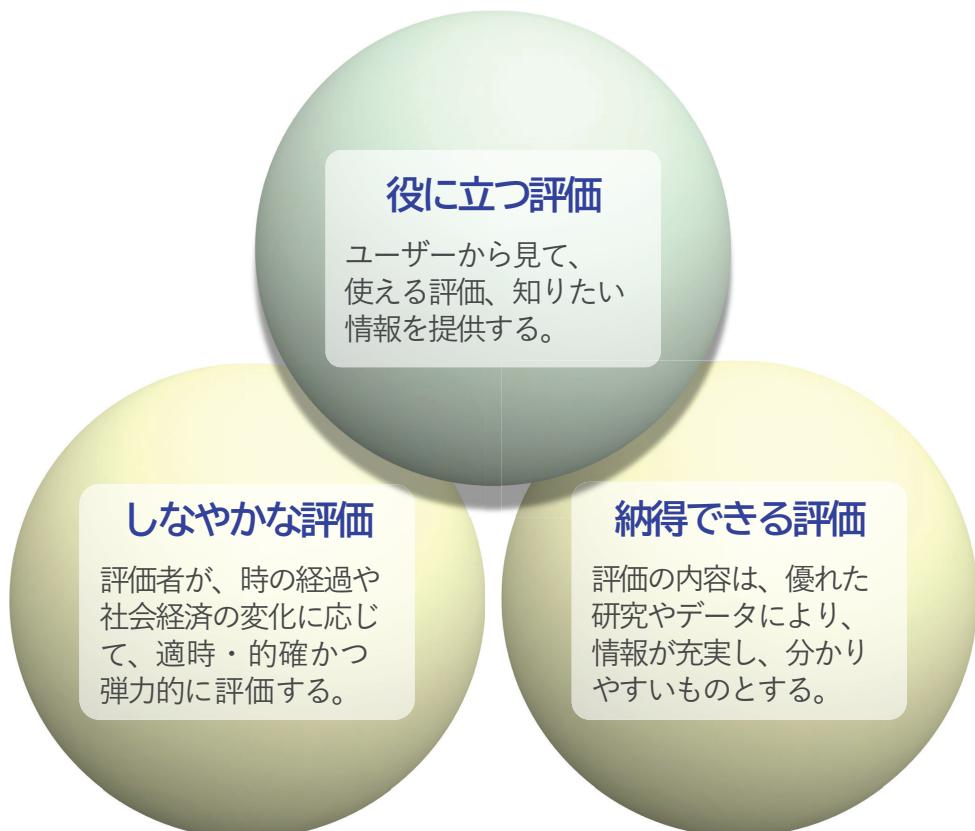


課題克服に向けた取組は、「行政の評価」全体の発展につなげることを意図し、進めることが必要
→「行政の評価」の3つのあるべき姿を常に念頭に置いて取り組むべき

2

I 「行政の評価」のあるべき姿（2）

常に念頭に置くべき「行政の評価」の3つのあるべき姿



3

II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（1）

（これまでの取組と課題）

- 政策評価制度導入後20年を経て、現在では、政策評価の取組は「やって当然」と考えられるほどに定着
- 政策評価を実施する各府省の工夫、総務省の点検活動や政策評価審議会における改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は着実に向

⇒ しかし、現在の各府省の運用実態や今般の各省ヒアリング等で聴取した意見を踏まえれば、次のような課題があると考えられる。

- ① 現在の政策評価では、評価書を作成する作業が自己目的化し、実際の政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという本来の目的が軽視される向きもある
- ② 政策の質の改善を目指す新たな取組（行政事業レビューやEBPMの推進）との関係が整理されておらず、類似の作業による重複感（「評価疲れ」）
- ③ 「目標管理型評価」の画一的なやり方に限界

（無理に目標や指標を設定する事例、目標による進捗管理になじまないものに当てはめている事例、目標による管理では施策の根本的な見直しに資する情報が得られにくいという限界）

4

II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（2）

（改善の取組のアイデア）

- 政策評価は、政策評価の本来の目的（政策の改善等）につながる度合いに応じて、優先順位を付けて取り組むべき。
- ポストコロナの時代の行政は、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを見直すことも必要となっており、政策評価の重点の置き方等を改めるべき。
- その際、政策評価を実施する職員のモチベーション向上につながるよう留意すべき。

（1）「役に立つ評価」とするために

① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し

- 政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われるよう、「評価書」をまとめる作業と、実務上、PDCAの各段階で行われる政策効果の把握・分析等の取組との関係を整理し、政策評価の作業プロセスを見直すことが必要

② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用

- 実務上行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表^(注)を、政策評価結果の公表と位置付けること等の可否、方法を検討することが必要

(注) 例えば、基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行うような事例

- 政策評価と行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係について整理することが必要

③ ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進

- 有識者の意見等を踏まえて、評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進

5

II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（3）

（2）「しなやかな評価」とするために

① 施策の特性等に応じた政策評価

- 目標管理型評価の過度の偏重を改め、各府省が施策の特性等に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるよう考え方を整理（以下の事項を盛り込む）

- 全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと
- 対象とする政策の性質等に応じ、最適な評価方法を選択すること
- 政策や施策の捉え方や評価の時期は柔軟に考えるべきこと

- その実践に向けて、類型化、「総合評価」の活用方法などについて検討することが必要

② 政策評価の重点化等

- 評価を合理的に行うため目標や測定指標の重点化（大括り化、絞り込み）を検討することが必要

（3）「納得できる評価」とするために

① EBPMの更なる推進

- 政策評価におけるEBPMの実践が更に進むよう、ロジックモデルの活用等、EBPMに関する諸論点についての研究等を行うとともに、各府省との情報共有等を推進

② 研究者との連携

- データ分析等の知識・技術の不足を補うため、研究者等との積極的な連携を推奨

（アイデアの具体化に向けて）

- 以上は、各府省の協力を得ながら検討を深め、実践に移していくことが必要。審議会も、今後、必要な審議を実施。
- 審議会において各府省担当者との意見交換等を実施。また、総務省と各府省の連絡会議の活性化を図り、現場の運用実態等の的確な把握などに取り組む。

6

III 行政評価局調査の充実（1）

(これまでの取組と課題)

- 行政相談に現れた国民の関心や全国の調査ネットワークが集めた情報などから調査テーマ案を作り、審議会の意見を求めるなど、国民の目線を取り入れる努力

⇒ その取組は、更に工夫し、行政の改善につなげるとともに、国民に行政の実情を知つてもらうという考え方方が重要
⇒ しかし、ポストコロナ時代に向け、克服すべき問題もある

- ① 「勧告」を導くことを重視するあまり、調査結果の各府省や地域への迅速なフィードバックにつながらず、改善のアクションまで時間がかかりすぎる例が見られる。
- ② 勧告可能性を考慮しすぎて、ユーザーが知りたい行政運営の実情を明らかにするという役割がおろそかになる向きもある。
- ③ 偶発事情等による再発可能性の小さな事例で、個別の迅速な対応で足りるものでも、全国に「周知・徹底を図るべき」とする勧告に結び付けているような例もある。

7

III 行政評価局調査の充実（2）

(改善の取組のアイデア)

(1) 「役に立つ評価」とするために

① ユーザーとニーズを重視した調査

- ユーザーのニーズという視点を重視することが必要
- 他の行政機関の要請に応じた研究や調査にも取り組むことが必要

② 中期的な調査主題の設定

- 中期的（3～5年程度）に取り組む主題を設定し、調査を企画する手法を実践（当面は、「行政のデジタル化」「行政計画」「行政ボランティア」などを取り上げるべき）

③ 長期的な社会経済変化のトレンドの考慮

- 社会経済等の長期的な変化に焦点を当てた分析にも取り組むべき

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化

- 実地調査の結果の地域単位での集計・分析・公表、調査結果の全国集計結果に簡易な説明を付けた公表などを行うバリエーションを設けることが必要
- 調査開始から調査結果の集計・公表までは原則1年以内
- 随時機動的に調査を開始（従来の運用では原則毎年4月、8月、12月に開始）

② 調査結果の扱いの多様化

- 担当府省による迅速な対応が必要な問題点は、評価報告書がまとまるのを待たずに通知する扱いを可能とするための手順等を整理することが必要

8

III 行政評価局調査の充実（3）

（3）「納得できる評価」とするために

① EBMの更なる推進

- 評価結果に基づく改善策の提案等において、各府省のEBMの実践が更に進むように配慮することが必要
- エビデンスに基づけられた検討を各府省に促すことも検討すべき

② 施策をめぐるデータの重視

- 対象施策や調査事例の置かれた環境を含めたデータの収集を重視すべき
- 法令等に照らして問題がない限り、データは公表してユーザーに提供することが重要

③ 研究者との連携

- データ分析や各種施策の研究者等との連携を進めることが必要

政策評価審議会提言に係る審議経過

○委員懇談会(令和2年7月3日)

- ・ポストコロナの新たな時代における行政の変化に応じて、行政の評価を適切に改めていくため、その在り方を見直すべきとの課題を共有

○第19回政策評価審議会(第24回政策評価制度部会との合同。令和2年10月9日)

- ・懇談会の議論等を踏まえ、令和2年度末を目途に提言をまとめることを決定
- ・森田委員、前葉委員、岩崎委員から発表
- ・「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」を設置

○第1回政策評価制度の運用実態の把握等に関するWG(令和2年11月10日)

- ・総務省、法務省、厚生労働省からヒアリング・意見交換

○第2回政策評価制度の運用実態の把握等に関するWG(令和2年11月12日)

- ・内閣府、農林水産省、国土交通省からヒアリング・意見交換
- ※2回のWGでのヒアリングに先立ち、各府省から書面で意見を聴取

○第20回政策評価審議会(第25回政策評価制度部会との合同。令和2年12月4日)

- ・提言骨子案について審議

○第21回政策評価審議会(令和3年1月25日)

- ・提言素案について審議

○第22回政策評価審議会(令和3年2月26日)

- ・提言最終案について審議
- ・必要な資料の編集等を行った上で、各委員に通知した時点で提言の決定とし、意見具申の形で総務大臣に提出、公表することを決定

森田委員提出資料

第19回政策評価審議会（第24回政策評価制度部会との合同）
(令和2年10月9日) 会議資料

ポスト・コロナ社会と国の役割

2020年10月9日

津田塾大学

森田 朗

コロナ危機は、社会を不可逆的に変える。それに応じて、国の役割も見直されるべき。

◆ 政策評価について

政策（制度）は、一定の社会環境を前提として策定されている。それが、その社会環境の下で有効に機能しているか否かを評価するのが政策評価。

前提とする社会環境が大きく変わったとき、当然、政策や制度は機能不全に陥る。そのような場合に、従来の基準で政策や制度を評価することは意味がない。

今は、そのようなとき。ゆえに変化する社会環境を見据えて、新たな制度デザインを考えるべき。それも広義の政策評価。

- コロナ以前から、基盤的な制度の劣化が見られた。
 - 人口減少、高齢化、財政難等の社会環境の変化
 - 土地所有、金融、高等教育、入札、公務員等の制度
 - 技術革新、デジタル化への乗り遅れ
 - 紙とハンコの文化
- コロナ危機が一気に状況を変える
 - 移動、接触の制限
 - ⇒ 国民の行動変容、産業構造の変化
 - 急激な変化に伴うストレス
 - ⇒ しかし、大改革を行う絶好の機会

2

- 産業：観光、外食、交通産業へのダメージ大きい
通信、情報産業は拡大
- 労働：テレワーク、移動コストの削減、オフィスの縮小
労務管理（時間からJobへ）、
- 教育：オンライン授業、教育の時間空間的制約からの解放
- 医療：コロナ対応による医療崩壊、
受診抑制による医療崩壊、オンライン診療
 - ⇒ 医療保険財政と診療報酬制度の抜本的な改革の必要
- 国の役割の変化
公衆衛生—伝統的に最も権力性の強い行政
目的は非感染者の生命と健康の保護
裁判を経ることなく私権、自由の制限が可能

3

- ・戦後の人権保護、国家に対する信頼性の欠如
 - 戦前の経験 ⇒ 20世紀前半までの国家イメージ
 - 統制国家、監視国家 ⇒ 国家からの自由
- ・20世紀後半からの福祉国家＝国家による見守り
 - 憲法25条健康で文化的な最低限度の生活の保障
 - 社会保障、福祉、所得再分配
 - きめ細かい国民のケア＝国民についての詳細な情報が前提
 - 公正、平等、迅速、効率的な行政サービスの提供
 - 国民ID（マイナンバー）制度
- ・コロナ危機——災害時の国民に対するケア
 - ⇒ より積極的な国の役割 信頼できる情報管理の仕組み
 - ハイリスク者の隔離 ⇒ コンタクト・トレーシング

前葉委員提出資料

第19回政策評価審議会（第24回政策評価制度部会との合同）
(令和2年10月9日) 会議資料

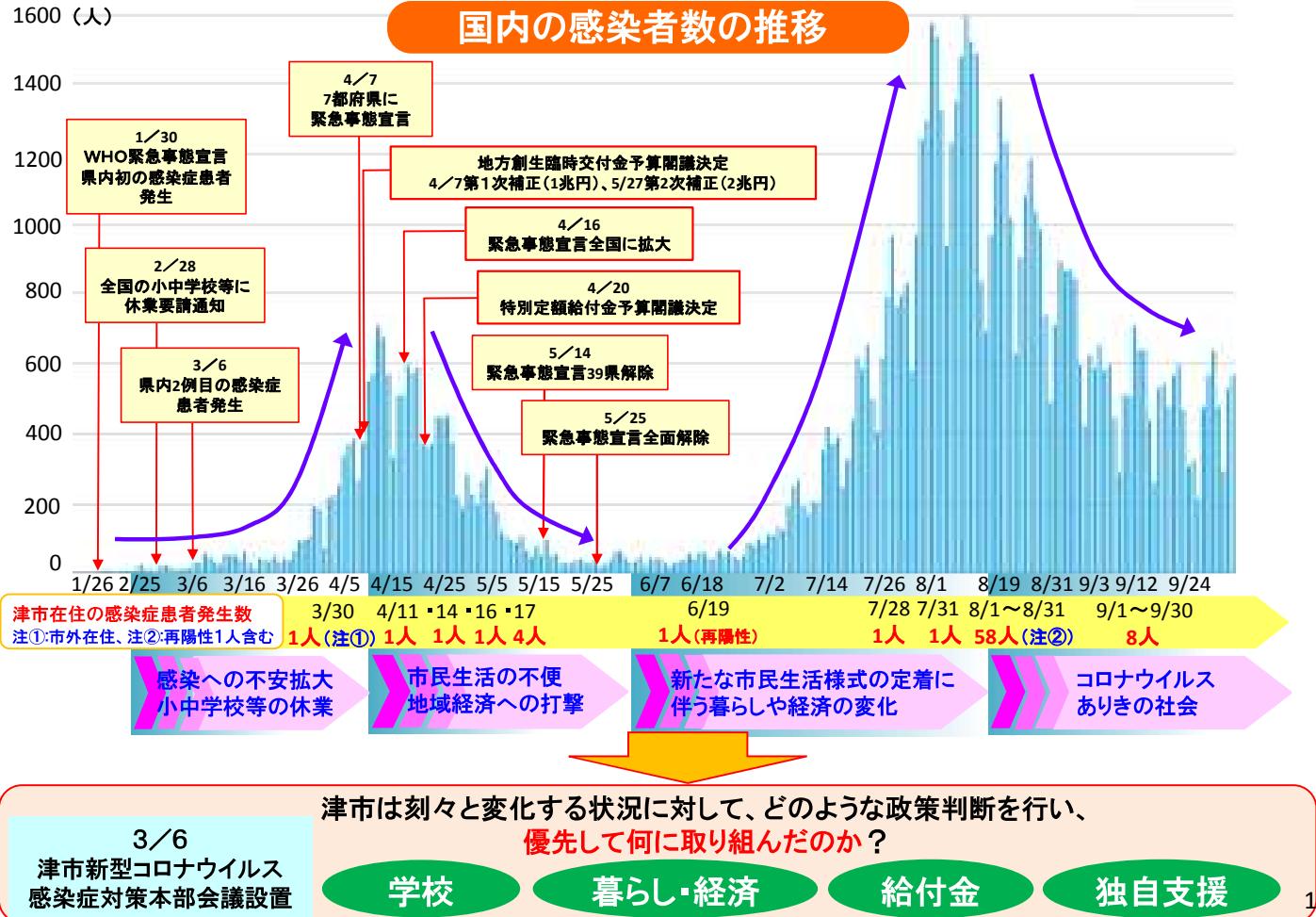


自治体における新型コロナウイルス 感染症対策の政策展開 ～三重県津市の場合～

令和2年10月9日 第19回政策評価審議会

津市長 前葉 泰幸

新型コロナウイルスの感染状況



情報を伝える(法律に基づく権限)

■感染症への対応は誰が行うのか？

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」によって定められている

法律の条文の主語

ほとんどが

厚生労働大臣、または都道府県知事

市町村

都道府県知事の指示により、「〇〇することができる」「〇〇しなければならない」

感染症に対応する権限と責任は国や県にある

故に、三重県は…

例えば…

○保健所・薬務感染症対策課を設置 四日市市:保健所政令市として保健所を設置

○帰国者・接触者相談センターを設置

○感染症関連情報の公表

【感染症法 第16条(情報の公表)】

第16条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

一方、市町村は…

都道府県知事の指示のもと



例えば…

【感染症法 第27条】

○汚染された場所の消毒

【感染症法 第31条】

○生活に必要な水の供給 など

限られた事柄への対応を行う

「感染症法」によって、その役割は明確に定められている

しかし…

暮らしや経済活動など、市民生活すべての現場の最前線にあるのは基礎自治体である市
感染症による市民生活のさまざまな影響への関わりや責任からは逃れられない

市民の不安・動搖・混乱に向き合い、寄り添う

感染症対応に関する適切な情報の収集・発信

市民に必要な正しい情報をタイミングを逸すことなく、迅速に発表

■必要な正しい情報を発表

- 必要な正しい情報を見抜く

 - 市内の小学生が参加するスポーツの練習会の講師が感染者であった事例
 - 小学校教職員とPCR検査対象者との接触があった事例
 - ⇒子どもの安全を第一に、感染者や接触者の人権を尊重しつつ、独自に情報収集を行い、学校の対応判断の根拠となつた必要な情報を市民と共に



3月6日 第1回感染症対策本部会議

■市長自らが情報発信

発信日	感染症に関する市長メッセージ(タイトル)	発信日	感染症に関する市長メッセージ(タイトル)
4/10	①市民生活相談案内窓口を設置	7/2	⑫プレミアム付商品券19億6千万円発行へ
4/13	②学校・幼稚園の一斉臨時休業	8/3	⑬津市内で再び感染者が発生
4/16	③津市内で新たな感染者が発生	8/4	⑭大学生9名が感染
4/18	④緊急事態宣言が全国に拡大	8/6	⑮三重大学クラスター22名陽性
4/22	⑤公共施設の使用休止	8/9	⑯三重大学クラスター次第の収束の見通し
5/1	⑥連休の外出自粛	8/13	⑰救急車・特別診察室～徹底した消毒で市民を守ります
5/11	⑦特別定額給付金の手続書類を発送	8/17	⑱津市内で新たなクラスターが発生
5/14	⑧津市独自の3つの支援策	8/24	⑲戸木小学校児童の出席停止期間の支援策
5/22	⑨給食無償化、水道基本料金無料化、事業継続支援金	8/31	⑳コロナありきの社会に向けた環境整備
6/1	⑩特別定額給付金、約86%に支給完了	9/4	㉑地域外来・検査センターの設置
6/8	㉒児童生徒1人1台パソコンを配備	9/18	㉓津市議会議員の感染

3

感染症に関する市民からの声

Tsu City

4月9日、市民が何でも相談できる窓口として、市役所本庁舎8階に「市民生活相談窓口(059-229-3576)」を設置、1階ロビーに「相談案内係」を配置

窓口設置以降、相談窓口に寄せられる様々な市民の声



感染症の状況により、その時々で変わっていく相談内容

etc.

【相談件数】 5,774件(4月~8月)

相談内容のうち、特別定額給付金に関するご相談
⇒3,883件(全体の相談件数の67%)

月	相談件数(総数)	特別定額給付金の 相談件数	割合
4月	1,080	281	26%
5月	3,050	2,744	90%
6月	916	588	64%
7月	397	173	44%
8月	331	97	29%

**4月～6月の相談内容の72%が
特別定額給付金に関する事！**

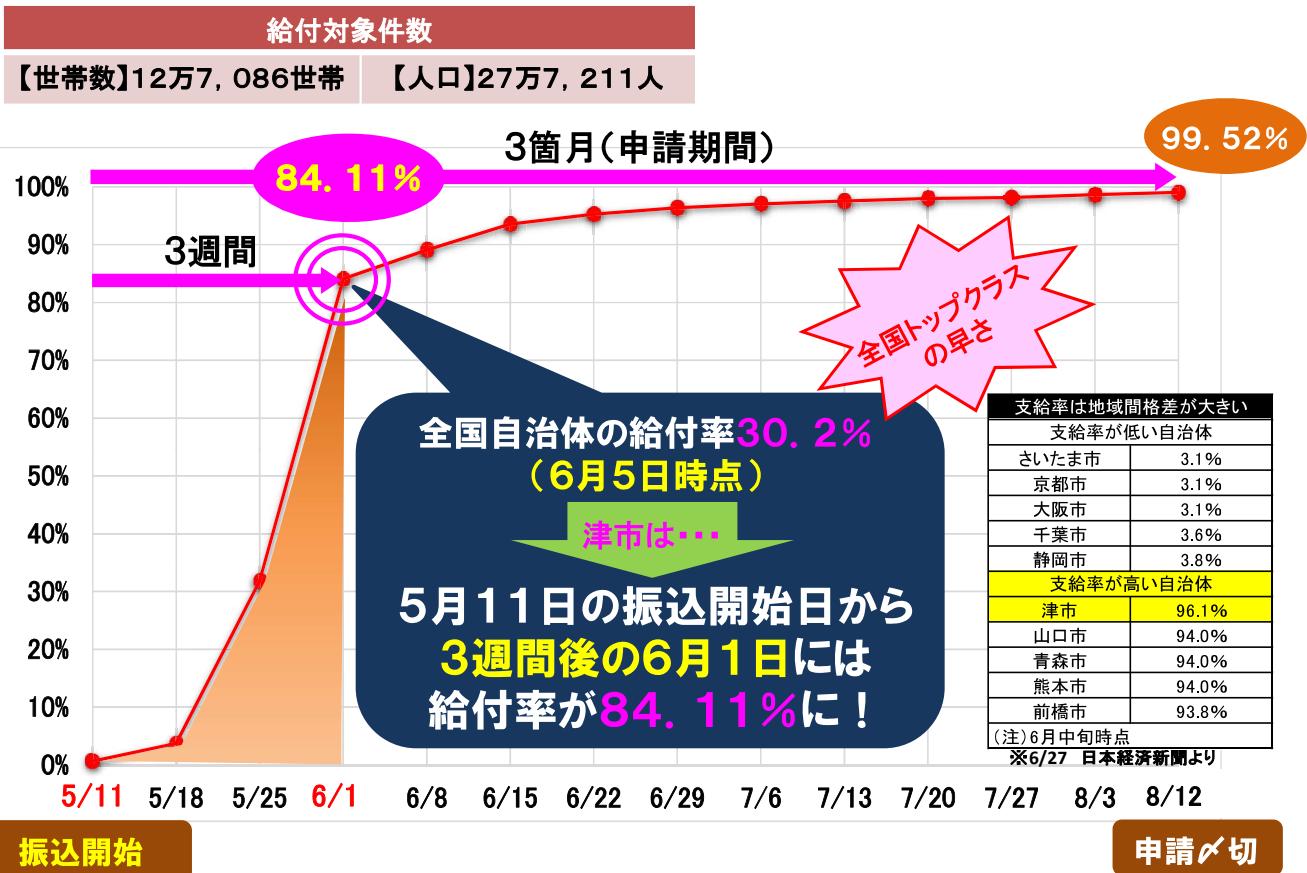


給付金への関心の高さ 給付金を必要とする 市民の声

津市の特別定額給付金給付率の推移



5/10
申請書の発行
(県内最速)



なぜ早期給付がでたのか

5

ばらまき？政策(独自支援策)



津市の独自支援策は何を行うべきか？

困っている人を支援する

コロナ禍では…

従来型の地方行政の政策のあり方から頭を切り替える

政策立案の考え方

前提となるのは…

困っている人は一部の人ではなく、すべての市民が困っている

すべての市民・事業者
を対象した等しい支援

コロナの影響の状況に
応じた一刻も早い支援

国や県の支援対象と
ならないところへの支援

ウィズコロナ社会に
適合する環境整備

独自支援策を迅速に決定

ばらまき？政策(津市の独自支援策-第1弾①)



くらしと経済に活力を！ 津市独自の支援策を展開

新型コロナウイルス感染症対応
津市は1人10万円の特別定額給付金や事業者への協力金の支給などに加え、家計と地域経済を支援する市独自の3つの施策「給食費3カ月分の無償化と子育て世帯家計支援金」「10万円の事業継続支援金」「水道料金の基本料金2カ月分無料化」を展開しています。



子育て世帯への家計支援

- 市立小中学生・幼稚園児(給食実施園)の給食費3カ月分を無償化
- 未就学児や私立・国立・県立小中学生などに給食費3カ月分相当額の子育て世帯家計支援金を交付

小中学校の休業、保育所の登園自粛などにより経済的な影響を受ける子育て世帯への家計支援として、市内在住の全ての小中学生と未就学児を対象に、給食費の無償化または給食費相当額の支援金を交付します。

対象支援	市立小中学校、義務教育学校	市立幼稚園(給食実施園)	国立／県立／私立小中学校(小中学校部)	市立幼稚園(給食実施園)、公立／民間保育所、認定こども園幼稚園(幼稚園)	公立／民間保育所、認定こども園	未就学児(家庭)、認可外保育施設
給食費3カ月分を無償化						給食費3カ月分相当額の支援金を交付
内 容	小学生4,800円/月 330円×4100円/月 中学生4,800円/月 半期により異なる	小学生1万2,000円 中学生1万4,400円	1万2,000円	1万2,000円	1万2,000円	
不 要 申 請						各学校・園で配付される申請書に必要事項を記載し、津市に返送(市立幼稚園と公立保育所、認定こども園は園に提出)
申請書の提出期限は9月30日(水)です。 申請書受け付け後、1~3週間で振り込みます。						津市主催で毎年届く申請書に必要事項を記載し、津市に返送

問い合わせ 小中学校等・幼稚園について…教委教育総務課 229-3246 229-3332
幼稚園を除く未就学児について…子育て推進課 229-3152 229-3451



広報つ！ 令和2年7月1日-16日合併号 3 7

ばらまき？政策(津市の独自支援策-第1弾②)



売り上げが減少している事業者の事業継続を支援

- 国の「持続化給付金」対象外の事業者に「津市事業継続支援金」として10万円を交付

外出自粛等に伴う経済活動の停滞により売り上げが減少している事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象となるない個人や個人事業者に対して、事業継続を支援するために「津市事業継続支援金」として10万円を上限に交付します。

津市事業継続支援金の対象
個人事業者は100万円、法人は200万円を上限に支給
令和元年の総売上額 - 50%以上減った月の売上額 × 12カ月 = 支給額
申請方法 中小企業庁ホームページ「持続化給付金」からオンラインで申請
締め切り 来年1月15日(金)
ご自身で申請することが困難な人は…
持続化給付金申請サポート会場(津市会場)
どろく 津セントラルバス4階特設会場
受付案内ダイヤル 0120-835-130(会場コード: 2410)
問い合わせ 経営支援課 236-3355 236-3356

全ての家計と事業者への支援

●水道料金の基本料金2カ月分を無料に

全ての家計と事業者に負担を軽減するため、市内全世帯と事業所の水道料金の基本料金を2カ月分無料にします。

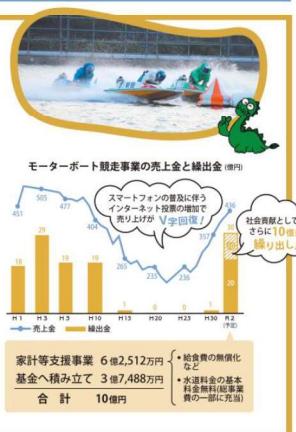
問い合わせ 営業課 237-5805 237-5819

支援策の財源は モーターボート競走事業! 収益金 10億円を活用

- 当初予算に計上した20億円に加えさらに10億円を繰り出し

経営基盤強化で団塊経営状況が改善したモーターボート競走事業は、令和2年度の収益見込26億4,510万4,000円のうち、20億円を市の財政へ繰り出します。感染症の影響で市民生活や事業活動に影響が生じている今、さらには10億円を繰り出します。火災損傷が生じた場合は次年度以降の収益金で補てんします。

問い合わせ 経営管理課 224-5105 222-8210
財政課 229-3124 229-3388



広報つ！ 令和2年7月1日-16日合併号 5 8

令和2年7月1日号 広報津より

Vol.98 (2020.7.1)
**市長
コラム**
Mayor's Column

コロナ禍で行政に
求められること

津市長 前葉 泰幸

【市長コラム】小中学生に1人1台のパソコンを



令和2年8月1日号
広報津より

Vol.99 (2020.8.1)
Mayor's Column

市長コラム 小中学生に 1人1台のパソコンを

津市長 前葉 泰幸



現在、津市の小中学校のコンピュータ教室には40台を児童生徒用のパソコンが配置され、各クラスが入れ替わりで使用しています。

入学当初はひらがなの読み書きを最優先で学習する小学生1年生も、タッチペンを使うお絵かきソフトなどで端末に慣れるところから始めていき、中学生の国語の授業でローマ字入力を学習するとキーボードの操作も滑らかになってきます。高学年になると社会科見学や修学旅行前の調べ学習、卒業文集の制作などに情報機器を活用するスキルが身に付き、中学校でのより高度な取り組みへとステップアップしていきます。

昨年11月に訪問した美杉小学校では、2・3年生の体育の授業際に児童たちがタブレットを使ってマット運動の技を撮影していました。グループに分かれで動画を再生し、気付いたところを話し合いかながら改善へとつなげています。低学年の頃から端末を自在に操る姿はなんとも頼もしく、学校パソコン関連機器の年間リース料2億円を教育に投資していることの価値を目の当たりにした学校視察となりました。

その翌月、国は令和5年度までに児童生徒1人に1台の端末を配備する「GIGAスクール構想」を打ち出し、補正予算で有利な財政支援策が講じられることになりました。

この機を逃さず津市は各学校に大容量の高速通信ネットワークを整備するための予算6億円を今年3月に計上。その上で、1人1台の端末を初年度は小学5・6年生の児童と中学1年生の生徒から優先的に配備し、国が目標とする令和5年度までに順次、全ての学年に行き渡るように計画しました。

ところが、このタイミングで新型コロナウイルスの感染が一気に拡大し学校を取り巻く状況が一変します。小中高校が一斉に臨時休業となり休校が長期化したことからオンライン学習の必要性が広く認識され、一刻も早い1人1台端末の実現が強く要請されるようになりました。4月、国は全ての子どもたちの学びを保護するため、さらに予算を追加しGIGAスクール構想の前倒しを決定。令和2年度中に全学年の児童生徒に1人1台の端末を確保するために支援を加速させたのです。

津市の小中学生約2万人が一斉に1人1台の端

未を使い始めるために必要な費用は約11億円。それでもコロナ禍を契機としてICT(情報通信技術)環境の標準装備が学校のあるべき姿だと見なされるようになったからには、この巨額の投資を躊躇する理由はありません。補助金で不足する分は財政調整基金から充当する措置を講じて市の6月補正予算に盛り込むことにしました。

8月1日、津市の小中学校がわずか2週間の短い夏休みに入るや否や、前日まで子どもたちの元気な声が響いていた教室では、校内通信ネットワーク設備と1人に1台配備される端末を保管し充電する電源キーピネットを設置する工事が一斉に始まります。全ての学校に校内無線LANが整備される来春には充電の済んだ自分の端末を棚からさっと取り出し学習を始める子どもたちの姿が見られるようになることでしょう。

情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つと位置付ける新学習指導要領の実施を踏まえ、改訂版の教科書にはQRコードが掲載されています。自分の端末でその情報を読み取り理解を深める主体的な学びも、文書作成ソフトの共同編集機能を利用して一人一人の考えを全体で共有しながら作業する協働学習も、専門家の遠隔授業を受けたり他校とオンラインで連携したりする双方向型の取り組みも可能にする1人1台の端末利用は学習活動の幅を大きく広げます。

自分の端末を持ち帰り、三重大学教育学部と連携して開設した「津市e-Learningポータル」という学習支援サイトを活用して、子どもたちがそれぞれの居場所で自分のペースで学習を進めることもできるようになります。各自の学習履歴は自動的に記録され、一人一人の習熟度に応じた教員のきめ細かいフォローを可能にします。

来年度以降、再び休校措置が取られる事態が発生した場合はオンラインで授業を行います。担任が児童生徒の自宅ボストンプリントを届け、インターネット越しに声だけではなくて長い長期休校時の切らしも不安も、今後はオンライン上で課題配布と提出、顔の見える双方向のやりとりが加わることで、担任と児童生徒、学校と家庭との対話の場が常に確保されている安心感へと置き換わっていくことでしょう。

ICT環境は学びの手段を豊かにします。子どもたちが自ら情報を活用して深い学びへと分け入り、分析と改善を重ねて課題の解決にたどり着く力を育もうと、教員たちの準備も次第に熱を帯びてきました。年度末までに全ての学校の情報通信設備が整うよう、しっかりと取り組んでまいります。

プレミアム付商品券(津市の独自支援策-第2弾②、第3弾)



Tsu City

避難所の感染防止対策を徹底

●市内180カ所の指定避難所・土砂災害避難施設に感染防止用の物品や簡易間仕切りなどを配備

豪雨などの災害に備え、市内180カ所全ての指定避難所および土砂災害避難施設に、新型コロナウイルスの感染防止のために必要となる物品を備えます。また、避難所で体調不良を訴える人がいる場合には、飛沫感染を防止するため、簡易間仕切りや段ボールベッドなどで専用スペースを設置できるようにします。

1 咳エチケットや手洗い手指消毒の徹底
 ●マスク ●ハンドソープ
 ●アルコール消毒液
 ●非接触式体温計

2 適切な消毒作業で感染症拡大を防止
 ●施設消毒液
 ●ビニール手袋
 ●布製ウェス

3 体調不良者のための専用スペースを確保
 ●簡易間仕切り
 ●段ボールベッド
 ●プライバートテント
 ●予算スペースの確保が困難な避難所

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 ☎223-6247

※イメージ

津がんばるマルシェで地域経済を応援！

●津センターパレスに無料の販売スペースを設置！チャレンジする事業者の販売促進・PRの場に

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、津センターパレスに「津がんばるマルシェ」を開設しました。販売促進や事業形態の多角化にチャレンジする事業者の皆さんと、商品・試作品の宣伝販売や、サービスのPRなどを行なう場です。

ところ 津センターパレス1階、津市まん広場(キッチンカーなど)
 出店期間 来年3月31日(水)まで ※土・日曜
 曜・祝・休日、年末年始を除く
 出店時間 10時～15時 ※店舗により異なる
 出店例 人気飲食店のテークアウト商品、地元の野菜・特産物、出店者同士でコラボした新商品、感染拡大防止のため開発した新商品など

問い合わせ 観光振興課 ☎229-3234 ☎229-3335

津市プレミアム付商品券を発行

●市内の小売店や飲食店、大型商業施設などで使える津市プレミアム付商品券を28万冊発行

●津市にお住まいの人なら誰でも、必ず1人当たり1冊の購入が可能

市内店舗と市民生活を応援し、消費の拡大と地域経済の活性化のため、市内の店舗や飲食店などで利用できる「津市プレミアム付商品券」を28万冊発行します。

市民の皆さんへ～商品券の購入方法のご案内～

販売額・券種 5,000円(7,000円分の商品券、1冊1000円券×7枚綴り)
 利用できる店舗 市内の商品券取扱店(小売店、飲食店、サービス業、旅館・ホテル、大型商業施設、百貨店など)
 申し込み 往復はがきで ①希望購入冊数(1冊または複数冊)いれか ②住所(津市内の住所に限る) ③氏名 ④ふりがな ⑤生年月日

8月15日～31日 往復はがきで申し込み

1冊を希望した人(1冊発送)
 購入冊数を希望した人へ発送冊数を追加

9月下旬 購入引換券が到着

10月1日～11月30日 新便局で商品券を購入

10月1日～12月31日(木) 津市プレミアム付商品券について

この面には何も記入しないでください

あなたの氏名様

⑥電話番号 ⑦購入する郵便局

希望購入冊数
 ①1冊 ②複数冊(7枚綴り)
 ②住所(津市の住所に限る)
 ③氏名
 ④ふりがな
 ⑤生年月日(和暦)
 例:昭和○年○月○日
 ⑥電話番号
 ⑦購入する郵便局

希望購入冊数
 ①1冊 ②複数冊(7枚綴り)
 ②住所(津市の住所に限る)
 ③氏名
 ④ふりがな
 ⑤生年月日(和暦)
 例:昭和○年○月○日
 ⑥電話番号
 ⑦購入する郵便局

※希望購入冊数が未記入の場合は1冊希望とみなします。

津市内の事業者の皆さんへ～取扱店募集のご案内～

対象店舗 市内の小売店、飲食店、サービス業、旅館・ホテル、大型商業施設、百貨店など
 第1次締め切り 8月31日(月)
 ※最終締め切りは12月18日(金)
 申し込み 津市ホームページで取扱店募集要項を確認の上、同ページ上の応募フォームから申し込み、または直接窓口、ファックスで津市プレミアム付商品券推進室(市本庁舎7階、☎229-3499)へ
 問い合わせ 津市プレミアム付商品券推進室 ☎229-3315 ☎229-3499

高齢者インフルエンザ予防接種無償化



季節性インフルエンザ ▶▶▶ 市町村長が行う定期接種 定期接種対象者

- ・接種当日に65歳以上の人
- ・接種当日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能等に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人

例年 インフルエンザ予防接種費用 4,300円のうち
3,100円を公費負担（自己負担額 1,200円）

厚生労働省 令和2年9月11日付け通知

対象者に対し 優先的な接種の呼びかけ

國の方針を受け、できる限り多くの高齢者に
予防接種を受けていただけるよう検討

例 年

自己負担額 1,200円

例年の予定接種期間

10月15日～1月31日

追加で必要となる経費

新型コロナウイルス
感染拡大防止策として

インフルエンザ予防接種を促し、高齢者等の重症患者の発生
を抑え、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備える

令和2年度に限り

自己負担額 無 料

令和2年度の接種期間

10月1日～1月31日

1億200万円

臨時休業措置等に伴う家計特別支援事業



小・中・義務教育学校 幼稚園、保育所 認定こども園等

児童及び職員の
新型コロナウイルス
感染を確認

感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間
を基準に臨時休業や出席停止等の措置を講じる

児童が在宅

急遽、家庭に追加的な
ご負担が生じる

・光熱水費

・交通費

・オンライン学習の通信費
など

家計負担を軽減

家計特別支援金を交付

小学校、中学校
義務教育学校、幼稚園等

保育所、認定こども園
小規模保育事業所

臨時休業措置等を行った
学校に在籍している児童

臨時休業措置等を行った
保育所等を利用している児童

支援金額

2万円

[保育所等を利用しない日数が
5日以内の場合は、1万円]

予算額

6,096万3千円

岩崎委員提出資料

第19回政策評価審議会（第24回政策評価制度部会との合同）
(令和2年10月9日) 会議資料

2020年10月9日

デジタル新時代への提言

早稲田大学電子政府・自治体研究所
教授 岩崎尚子

1. 今後の政策評価、行政評価・監視の視点

- 日本は世界で最初に人口減少・少子・超高齢社会を迎えた。年初からの新型コロナウィルス感染症により、DXが加速し、100年に一度の大変革の年を迎えようとしている。デジタル化、グローバル化も急速に進展する中で、高齢者やデジタル弱者と情報化の融合を図り、誰も取り残さない政策が必要。政策評価制度導入から20年という節目に、前向きな行政評価の在り方に期待する。
- 今後の政策評価の視点はSDGs／ESG／地方創生に資する調査項目の選定と、オープン・イノベーションの強化が、多様性と自立性を備えた社会創造に寄与する。
- ポストコロナを見据えて、働き方改革や新しい生活様式が定着しつつある今、調査や政策評価の手法、審議会運営の面でデジタルを活用し、スピード、透明性、効率性、継続性に期待したい。

2. 具体的な取り組み（行政評価局が行うべき調査、政策評価制度）

- デジタル庁創設に向けて議論が進む中、デジタル・ガバメント（電子政府・自治体）に関する評価を行うべき。デジタル庁の機能的運営、他省庁や内閣官房との重複投資・政策にならないような制度設計、法律（案）や、あるいは海外展開に資する戦略的な評価が重要である。各国政府は、AI、ロボティクス、ブロックチェーンなどを積極的に活用し、行政コストの削減の徹底で、低コスト国家を目指す。世界でブームのAI／IoT利活用の代表格となるスマートシティはデジタル政府との関連も深化しており、国際連携でも重要な戦略事項である。
- IT基本法以降、策定されてきた幾つもの政府のICT戦略の総合的評価を外部評価も含め期待したい。
- 過去20年間で実施してきた各省庁の政策評価のプラットフォームの構築も一考である。調査には労力もかかるため、AI／RPA、ビックデータ等先端技術の活用やデジタル人材（職員）を育成し、民間や学界と協業しながら政策立案に生かすべき。

3. 今後の政策評価審議会の在り方

- PDCAの徹底及び民間が活用する戦略のEXITの視点の採用。
- 国民本位の政府サービスのため行政相談窓口のさらなる拡充と活用により、世界への発信を期待したい。

以上

新型コロナウィルス感染症対策と 今後の政策評価の課題

早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
岩崎尚子
政策評価審議会
2020年7月3日

岩崎尚子(PhD)

早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
NPO法人国際CIO学会理事長



- 専門:「CIO」「デジタル・ガバメント」「デジタルシティ」
「シルバーイノベーション」「災害対策とBCP」「女性とICT」
- 早稲田大学学士、大学院修士、博士課程修了(国際情報通信学博士)
- 役職
 - 国際CIO学会世界連合副会長(2017年10月~)
 - シンガポール南洋理工大学ARISE諮問委員(2017年4月~)
 - 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」委員(2018年9月~2019年5月)
 - APECスマートシルバーイノベーション委員長(2019年1月~)
 - 総務省「政策評価審議会」委員(2019年9月~)
- 受賞
 - 国際ITリーダー賞受賞(2015年9月)
 - “女性CIO・ICTリーダーシップ賞”受賞(International Academy of CIO)2017年9月など
- 書籍
 - “A Decade of World e-Government Rankings”(IOS Press, Co-editor, 2015), “Aging Society and ICT”(IOS Press, Co-editor, 2013), 「CIOの新しい役割(かんき出版, 2008)」, 「2030年日本経済復活へのシナリオ(毎日新聞社 2018年)」, 「超高齢社会の未来 IT立国日本の挑戦(毎日新聞社 2014年)」ほか.

デジタル行政推進の基本原則

- ・社会全体のデジタル化—国、地方公共団体、民間事業者、国民、その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現
- ・デジタル化の基本原則
 1. デジタルファースト：個々の手続き、サービスが一貫してデジタルで完結
 2. ワンストップ：一度提出した情報は二度提出不要
 3. コネクテッド・ワンストップ：民間サービスも含め複数の手続き、サービスをワンストップで実現

IT総合戦略本部

3

新型コロナウィルス感染症で露呈したデジタル・ガバメントの問題点

- ・対面、書面、ハンコ主義からの脱却を早期に
- ・テレワーク中の出社は無駄か
 - ・確認整理作業、社内会議、押印作業、社内業務システムへのアクセス、紙による申請、承認、郵送等
- ・バラバラな国・地方の情報システム・プロセス（韓国は一本化に成功）
- ・マイナンバーカード普及率とマイナンバー利用率（申請は国民にはまだ複雑）

4

2019年度 第15回 10分野評価指標とサブ35指標覧

10 調査大項目	35 調査小項目
ネットワークインフラの充実度 (公的ネットワークの構築・整備) (NIP)	1-1 インターネット加入者 1-2 ブロードバンド・ユーザ 1-3 デジタル携帯電話加入者
行財政改革への貢献度、行政管理の最適化などの効果 (EA)	2-1 最適化進捗度 2-2 統合EAモデル 2-3 行政管理予算システム 3-1 電子入札システム 3-2 電子納税 3-3 電子決済・通関システム 3-4 eヘルス制度 3-5 ワンストップ・サービス
各種オンライン・アプリケーション・サービスの進捗度 (オンライン・サービス活動の種類や進捗度) (MO)	4-1 ナビゲーション機能 4-2 双方向対話性 4-3 インターフェース 4-4 技術的利便性
ホームページ、ポータル・サイトの利便性 (ナショナル・ポータルの状況) (NPR)	5-1 CIOの導入 5-2 CIOの権限 5-3 CIOの組織 5-4 CIOの人材育成計画
政府CIO (最高情報責任者) の活躍度 (権限や人材育成) (GCIO)	

5

10分野評価指標とサブ35指標覧

調査大項目	35調査小項目
電子政府の戦略・振興策 (計画の達成度) (EPRO)	6-1 法的対応 6-2 効果的な振興事業 6-3 サポート・メカニズム 6-4 評価メカニズム
ICTによる市民の行政参加の充実度 (市民の電子参加) (EPAR)	7-1 情報共有メカニズム 7-2 交流・協議 7-3 意思決定参加
オープン・ガバメント (オープン・データ) (OGE)	8-1 法的対応 8-2 ソサイエティ 8-3 組織
サイバーセキュリティ (SYB)	9-1 法的対応 9-2 サイバー犯罪対策 9-3 インターネット・セキュリティ組織
先端ICT (クラウド, IoT, ビッグデータ) の利活用度 (EMG)	10-1 クラウド利活用 10-2 IoT利活用 10-3 ビッグデータ利活用

6

第15回早稲田大学世界電子政府
進捗度ランキング調査2019総合ランキング
(1~15位)

順位	国名	点数
1	米国	96.2874
2	デンマーク	94.6053
3	シンガポール	93.4972
4	イギリス	92.1291
5	エストニア	91.5417
6	オーストラリア	88.3792
7	日本	88.2443
8	カナダ	88.2103
9	韓国	86.9321
10	スウェーデン	82.4303
11	台湾	82.0674
12	ノルウェー	81.5037
13	ニュージーランド	80.6553
14	スイス	80.3099
15	フィンランド	79.6849

第14回早稲田大学世界電子政府
進捗度ランキング調査2018総合ランキング
(1~15位)

順位	国名	点数
1	デンマーク	94.816
2	シンガポール	93.843
3	イギリス	91.921
4	エストニア	91.125
5	米国	90.340
6	韓国	85.500
7	日本	84.493
8	スウェーデン	81.700
9	台湾	80.383
10	オーストラリア	80.248
11	ノルウェー	79.760
12	スイス	79.030
13	フィンランド	78.982
14	ニュージーランド	74.694
15	アイスランド	73.942

早稲田大学世界電子政府 進捗度ランキング調査の分析結果

日本の評価

- 「政府CIOの活躍度」や「電子政府普及振興」といった政府のデジタル・ガバメント実現に向けた取組みは高評価
- ハード面の充実は圧倒的
- 「市民の電子参加」の評価は低く、他国に劣る
- 行政サービスデジタル化は手段のひとつで、オンライン化自体が目的に
- マイナンバーなどユーザー視点の欠如で利便性に課題
- 中央政府と地方自治体の総合的連携が不十分

早稲田世界電子政府進捗度 ランキングにみる潮流

1. 電子政府の再定義(E-Government から Digital-Governmentへ)
2. デジタルガバメント推進へIoT、AI、ブロックチェーン活用が始動
3. スマートシティ・ネットワークの拡充(スーパーシティの差別化)
4. **電子自治体の規模の拡大(広域化)**
5. 汚職・腐敗防止のための透明性を高めるデジタル・ガバメント
6. **ソーシャル・メディアと電子政府サービスの一体化—市民、ユーザー志向サービス推進の原動力(防災で効果大)**
7. 「SDGs2030」の実現に向けたデジタルイベーションが検討課題
8. 医療、防災、安心・安全、教育をはじめ多様な公共分野でのデジタル技術活用を促進するオープン・イノベーションが確立
9. 世界的な新都市化現象:大都市(メガシティ)及び“スマートシティ”における総合的な官民連携 PPP 方式での IoT利活用の促進と5Gネットワークへの期待

9

スマート自治体の定義

定義

- **住民・企業等にとっての利便性向上(行政サービスの需要サイド)**
- **自治体の人的・財政的負担の軽減(行政サービスの供給サイド)**

(地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会より)

自治体のスマート化に必要なテクノロジー

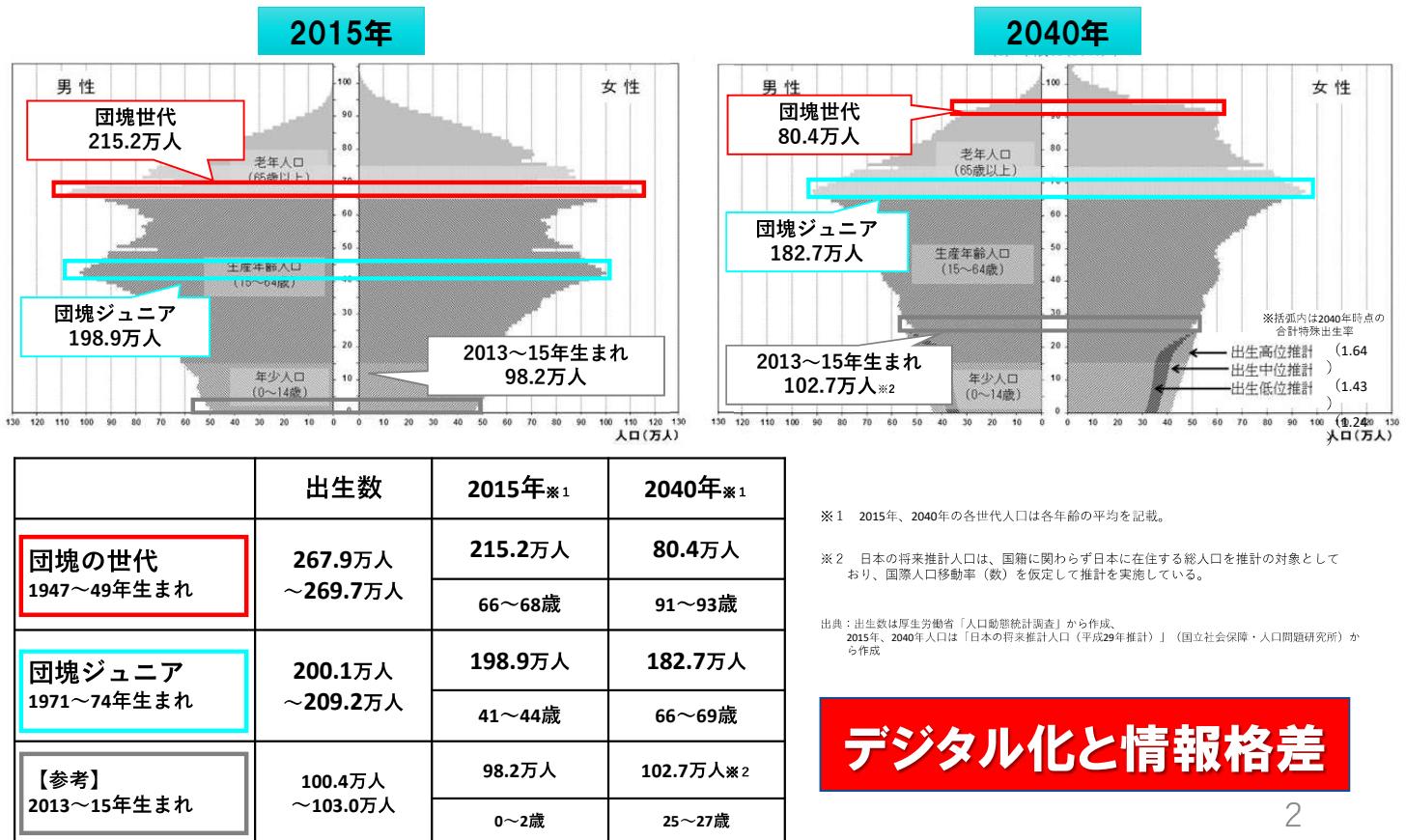
“接続性” “利便性” “適正価格” “多様性” “説明責任” “簡易”
“プライバシー保護” “対サイバー攻撃”

メリット

“コスト削減” “効率的” “スピード” “透明性” “市民中心” “変革” “付加価値化”

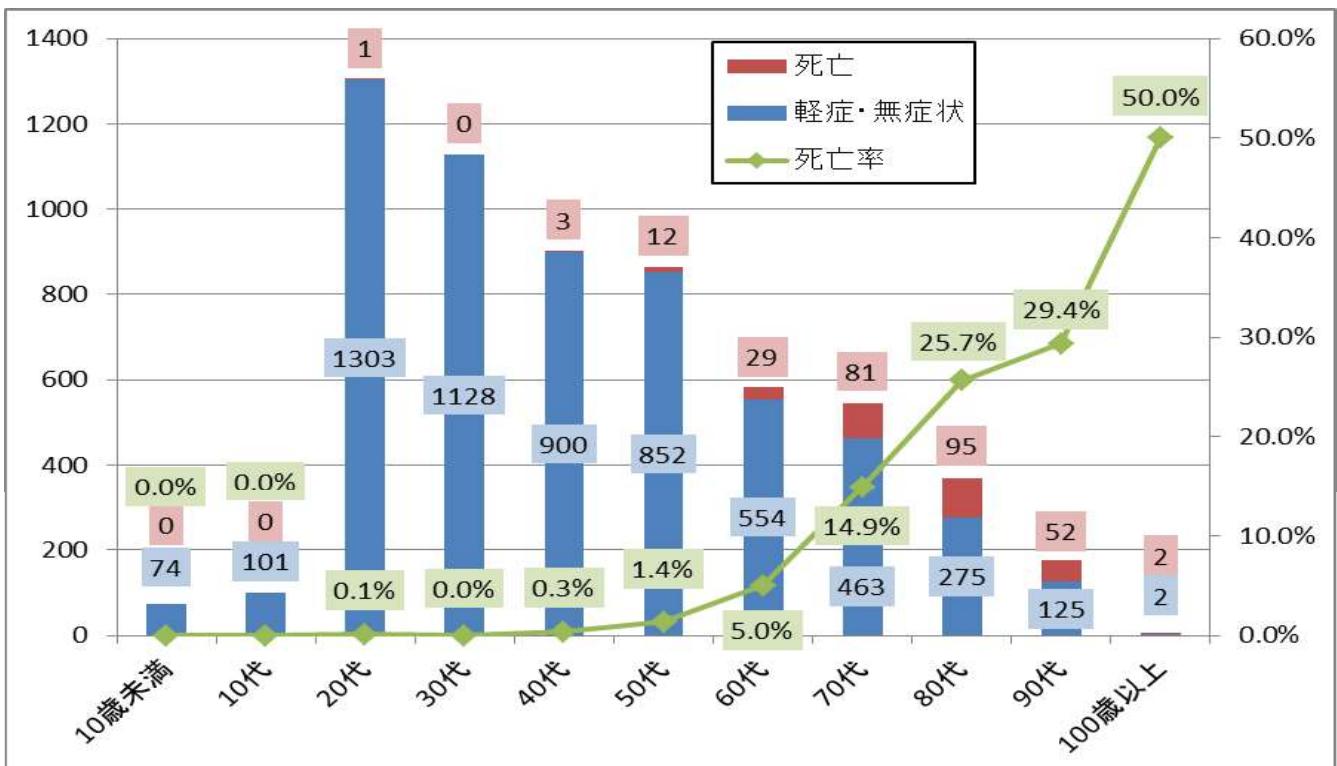
10

2040年に向けた人口の動向と高齢化



2

新型コロナウィルス感染症による高齢者の被害状況と現状 東京都の世代別感染者数・死亡者数・死亡率グラフ (6/27時点)



日中シルバーICT会議 第4回の今年はウェブ会議を10月に予定

第2回日中科学技術会議「ICT技術の活用による高齢化社会対応に関する日中協力」

開催日時:2018年10月20日(土)~21日(日)

開催場所:山東省・青島市

主催:国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)中国科学技術協会(CAST)

後援:中国人工知能学会、中国自動化学会、中国機器メーカー学会、中国電子学会、中国建築学会、中国生物医学エンジニアリング学会、中国栄養学会、中華看護学会、中国針灸学会、中国西洋・漢方医結合学会、FMMC、国際CIO学会、JST、総務省、学会、早稲田大学、CIAJ等

中国側座長:李德毅中国科学院院士、中国人工知能学会理事長 清華大学教授

日本側座長:小尾敏夫早稲田大学名誉教授、国際CIO学会前世界会長



13

APECプロジェクト スマート・シルバー・イノベーション

➤ APEC「スマート・シルバー・イノベーション」プロジェクト委員長

- 世界的課題である高齢社会問題の解決策となる様々なスマートイノベーションについてAPEC加盟エコノミーとともに共同研究を行う。
- プロジェクト参加幹事国:日本、シンガポール、中国、タイ、インドネシア
- スタート:2019年1月
- 昨年10月17日 ソウルにて第1回開催



APEC会議風景
出典 早稲田大学電子政府・自治体研究所

国連社会開発会議(ニューヨーク本部) SDGsセミナー共同議長



“なぜデジタルスキルは高齢者にとって必須なのか”
2018年2月2日



“スマートホームからスマートシティへ”
2020年2月14日



“高齢者社会ICTアプリケーション” 2016年2月8日

15

今後の政策評価の課題

ユーザー重視・地域活性化のデジタル・ガバメントの推進

@コロナ禍におけるデジタル・ガバメントの問題点分析、徹底したユーザー、ニーズ調査の実施

- ・対面、書面、押印主義の全面オンライン化、ワンストップ・ワンストップオンライン化
- ・高齢社会におけるデジタル情報格差の解消(ペーパー+紙)
- ・行政手続きの簡素化・迅速化、わかりやすさ向上の徹底
- ・マイナンバーの課題

@2020年度第1次補正デジタル関連経費4300億円、第2次補正1600億円の効果的活用

- ・国・地方の情報システム・プロセスの標準化
- ・官民データ連携基盤構築とオープン・イノベーションの検証
- ・「5G、8K、AI、IoT」テクノロジーとデジタル・ガバメントの相互活用

@自治体デジタル化へ

- ・ICT人材の現状分析と育成
- ・超高齢社会とAI革命

16

政策評価制度の運用実態の把握等に関するWG（ワーキング・グループ） 結果概要

- 各府省における政策評価制度の運用実態の把握等を行うため、令和2年11月10日及び12日の2回にわたり、ワーキング・グループを開催
- 内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の6府省の政策評価担当者に出席していただき、各府省の取組の現状等についてヒアリングを行うとともに、政策評価審議会委員と意見交換を実施
※ ヒアリングに先立ち、各府省から書面で意見を聴取
- ワーキング・グループにおける各府省の主な説明やコメントは以下のとおり

内閣府

- 内閣府の所掌事務の拡大により、令和元年度には65の施策が政策体系上存在し、毎年度30以上の施策を評価しなければならない状況にあったため、取りまとめ課における評価書の細かなチェックが難しく、評価作業のルーティンワーク化につながっていた。また、細分化した施策単位で評価を行っても、高次の政策との関係性が見えづらいため、肝心の政策改善につながらず、評価の必要性が実感できない状況にあった。行政事業レビューやEBPM推進と、類似の評価作業を行わされる部局には、「評価疲れ」も生じていた。
- こうした課題に対応するため、第7次内閣府本府政策評価基本計画（令和2年度～令和6年度）では、大幅な見直しを実施。具体的には、①総合評価方式は、現時点での明確なイメージが示されておらず、その実施によって政策効果の十分な把握につながっていない等のため、評価方式を目標管理型評価に統一、②施策体系を再整理し、評価単位となる施策を大きく化（65施策から31施策に）、③3年の基本計画の期間を5年とし、1～3年の個別の評価の周期を5年に統一、④行政事業レビュー等との連携の強化、ロジックモデルの事前分析への活用、政策評価と行政事業レビューの時期の調整等を行った。
- 内閣府の所掌事務の特性上、内閣府が取りまとめを行う府省横断的な施策を評価するに当たり、内閣府の事務事業のみでは、施策全体としての的確な評価が困難なケースがある等の難しい問題がある。

総務省

- 新型コロナウイルス感染症対策などにより、働き方改革が一層求められる今だからこそ、政策評価という仕事をもう一度見直して、本当に意味のあることであれば、それは更に強化する。意味があるかどうか不明瞭な作業は、デジタル技術も活用して、可能なところから軽減、廃止していくことができないか。
- 目標管理型の政策評価においては、目標を達成することが当然である（達成しないことは問題である）と内外で受け止められているという意識の下、達成を前提とした指標になりがち。目標の「達成」や「管理」が自己目的化しないようするためには、政策評価は原局に自らの見直しを促すためのビジネスツールであるという観点に沿った形の評価のデザインが必要
- 新型コロナウイルス感染症対策等を見ると、事前の目標設定や、それによる管

理が困難な仕事が増えていくのではないか。そういった仕事こそ試行錯誤的に進めていくので、評価の役割が大きくなっていくのではないか。事前に無理に、既存の指標で目標を立てるということをせず、施策を進めながらデータを収集しモニタリングを行うという方法等も活用できないか。

- (書面としての) 評価書等は、企画立案等の場では直接使用されていないのが実情。また、多くの現場では、P D C AサイクルのうちPやDの中で、Cとして必要性、効率性、有効性などの議論が行われている。このため、評価書等の在り方を見直し、PやDの段階から活用できるツールを考えてはどうか。
- 国と地方の制度の管理に関する政策については、指標設定に当たり悩みを抱えている。具体的には、制度設計主体と運用主体が異なるため、運用主体への情報提供や意識啓発に関する指標、総務省だけではコントロール不可能な指標などが掲げられ、その達成状況を見るだけでは、政策そのものの見直しには直接つながりにくくなっている。目標管理型の政策評価にとらわれず、自らの政策の効果の把握・分析という政策評価の目的に改めて立ち返った見直しが必要なではないか。

法務省

- 政策評価を実施するインセンティブが分かりづらく、そのため評価書等が政策の立案、改善に活用されていない可能性がある。相当な事務負担が生じることもあり、評価書を作成することが目的化している側面もある。
- 評価になじまない施策についても評価の実施が求められている。具体的には、施策レベルの事後評価では目標管理型評価の実施が推奨されているが、定量的な指標の設定が困難である分野については、目標管理型評価になじみにくい面もある。客観性や妥当性を担保するように努めているが、説明に苦労している。
- 目標管理型評価について、政策を継続的に実施する場合は効果的だが、政策を見直すなどの点ではスピード感に欠ける面がある。
- 各施策を適切に評価するためには、政策評価制度において、その達成手段である各事業について評価することが必要であるが、各事業の効率性、有効性等を点検する行政事業レビューと重複しているように感じている。

厚生労働省

- 行政事業レビュー、政策評価、E B P M、各種計画など、様々な場面でK P Iを設定し、評価をする仕組みというものがあり、やや重複感もあるという印象
- 5年の計画期間内に1回は実績評価を行うというローテーション方式を採用。関連する施策を同じ年度に評価する、改正法の施行時期や計画の見直し時期を考慮し、評価を行いやすいタイミングで実施する、といった工夫を行っている。
- 政策の抜本的な見直しの際に、総合評価方式を活用することだが、複数省庁にわたるような政策の場合には難しさがある。また、施策を見直す場合、通常、審議会などで十分議論され、報告書が取りまとめられるが、別途、総合評価方式による評価書を作成しても、同じような作業になってしまうのではないか。
- 厚生労働省に置かれる政策評価の有識者会議の場で、「評価のための評価」、「た

めにする評価」にならないようにとの発言があった。なるべく最後まで若手も有識者会議の議論を聞くように、という座長の御指示もあったが、このように会議に参加してもらうことによって、何のためにこの作業をしているのかということが周知されるようにしている。

農林水産省

- 施策の特性に応じて、目標管理型評価と総合評価を実施。具体的には、農業、林業、水産業それぞれに基本計画があり、これらに基づき、25の政策分野を設定。このうち20分野については目標管理型、残りの5分野については、施策の対象範囲が非常に広範であるなどの理由から、その事柄の性格を踏まえ、多面的・多角的な視点から評価をしようということで、総合評価を実施
- 作業負担を低減しつつ、効果的な評価ができるように、農業、林業、水産業それぞれの基本計画との連携などを進めてきているが、働き方改革、デジタル化への取組といった流れもうまく取り入れながら、引き続き工夫が必要。そういう意味から、他省庁、民間企業等の先進的な事例があれば、是非我々も勉強したい。
- 政策評価の取りまとめ課がしっかりとやると省内のモチベーションもそれなりに上がるのではないかという実感がある。農林水産省の場合は基本計画という核となる重要な施策があるので、そういうものと政策評価の連動性が理解されるよう、丁寧に説明していくことが、政策評価の質の向上に重要なのではないかと考えている。
- 政策効果の分析を進めるに当たっては、外部の知見を活用して取組を進め、省内の蓄積を図っていくことが必要

国土交通省

- 国土交通省では、「政策アセスメント」（事前評価）、「政策チェックアップ」（目標管理型評価）、「政策レビュー」（総合評価方式）を「基本的な3つの方式」として評価を実施
- 政策チェックアップは、所管行政全体を対象として網羅的に各分野の業績指標を実績評価。これは、広範な国土交通行政全体について、政策が十分機能しているかどうか国民に分かりやすく示すことを目的としていることから網羅的な制度設計としている。一方、政策レビューは、政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目的とし、重要な政策課題に絞り込んでテーマを選定し、より掘り下げた検証を実施。これらの対象範囲、手法、目的が異なる2つの評価を連携させ、国土交通省の政策評価基本計画で掲げる国土交通省全体としての総合的な行政マネジメントの確立を目指している。
- 予算要求時期と年度末、それぞれ短期間に評価書の作成と公表の期限が集中するという、言わば時間の負荷が課題であると考えている。
- 政策評価制度と他の制度との連携については、まず省庁間での論点整理を行った上で、総務省が考える課題あるいは改善策を各省へ提案し、各省庁担当者の顔が見える議論や横の交流を喚起する場づくりのプロセスを活発化していただきたい。

各府省における政策評価の運用実態等に関する調査票 (各府省からの回答のポイント)

<政策評価の実施状況について>

貴省における政策評価の実施状況等については、国会報告の取りまとめなどを通じて把握をさせていただいているところですが、これを踏まえて、以下の点について、ご回答ください。

(1) 貴省における政策評価の全般的な実施状況について

① 施策レベルの事後評価については、全ての施策を対象に、目標管理型評価として実施されていますか。

- a. 全ての施策を対象に目標管理型評価を実施
- b. 目標管理型評価を基本とするが、一部の施策については、目標管理型以外の評価を実施(又は、事後評価の対象外としている施策がある)
- c. 目標管理型評価としては実施していない。

⇒ b 又は c の場合、目標管理型以外で行っている事後評価及び事後評価の対象外としている施策について具体的に記述してください。

【各府省の回答の概要】

■a.を選択した府省：17/22

■b.を選択した府省： 4/22

■c.を選択した府省： 1/22

- 一部の施策について目標管理型以外の評価を実施している例
 - ・ あらかじめ数値目標を設定し、その達成度合を測る評価に適さない施策について、総合評価方式を活用 など
- 一部の施策について、事後評価の対象外としている例
 - ・ 当該府省の所掌事務の特性を踏まえて評価対象外とするもの
 - ・ 行政内部の事務であり、国民に対する直接的な影響が薄いもの
 - ・ 他の機関において別途評価することとされているもの など

② 様々な角度から掘り下げて分析等を行う「総合評価方式」による評価は実施されていますか。

- a. 実施している。
b. 実施していない。
c. 以前は実施していたが、最近(少なくともここ5年間)は実施していない。

⇒ aの場合、どのような施策を対象に実施されているのか、考え方を教えてください。また、cの場合、実施しなくなった理由・背景を教えてください。

【各府省の回答の概要】

- a.を選択した府省： 5/22
■b.を選択した府省： 11/22
■c.を選択した府省： 6/22

● 実際に「総合評価方式」による評価を実施している事例

- ・ 「政策評価の実施に関するガイドライン」(注)に基づき、該当する施策について実施
- ・ 府省の基本計画で定める基準（省の政策課題として重要なものの、国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、社会経済情勢の変化等に対応して政策の見直しが必要と考えられるもの等）に基づいて、対象テーマを選定し、毎年度実施
- ・ 長期にわたり指標の変化をみる実績評価に馴染まない「時限」の施策について実施
- ・ あらかじめ数値目標を設定し、その達成度合いを測る評価よりも、多角的な視点から評価を行うことが適切と考えられる施策について実施 など

(注) 同ガイドラインにおいて、「制度の改正など政策の大幅な見直しの検討を行う場合には総合評価方式を用いた評価を実施することを検討する」とされている。

● 「総合評価方式」による評価を近年実施していない理由

- ・ 府省の基本計画で定める基準に合致する施策が無い。
- ・ 目標管理型の政策評価が導入されて以降、目標管理型に一本化
- ・ 総務省からガイドライン等が示されておらず、実施の基本的考え方、実施内容等が明確化されていないため、「総合評価方式」の活用のイメージを持てない。
- ・ 全ての施策を対象に目標管理型評価を実施しており、特定のテーマについて、総合評価を別途行うのは負担が大きい。 など

- ③ 上記①及び②のほか、例えば、法令で義務付けられているもの（研究開発、公共事業、ODA、規制、租特）以外にも、事前の事業評価を行っているなど、貴省において独自に取り組まれていることがあれば、その内容を教えてください。

【各府省の回答の概要】

- 各府省が独自に実施している評価の例
 - ・ 実績値が安定的に推移するような施策について、通常は達成可能な目標値を下回った場合のみ実施する評価
 - ・ 政策評価法及び施行令の義務付け範囲を超える対象に係る評価（省令レベルの規制の新設改廃の事前評価、10億円未満の公共事業評価及び研究開発課題評価、法人三税以外の租税特別措置等に係る評価など）
 - ・ 新たに導入しようとする施策等のうち、予算概算要求事項等に関係するもので、新規性があり社会的影響が大きいもの（概ね1億円以上）の事前評価
 - ・ 施設整備等の事前の事業評価 など

（2）貴省における目標管理型の政策評価の取組の詳細について

目標管理型の政策評価を実施されている府省は、以下の点について、ご回答ください。

- ① 評価対象とする施策（施策の下に小項目等が立てられている場合には、これも含む。）は、どのような考え方で設定されていますか。

- a.概ね部局の単位(又は予算項目の単位)で施策を設定し、各課等の事務が網羅されるよう小項目を設定
- b.概ね部局の単位(又は予算項目の単位)で施策を設定し、その中で目標・指標等を重点化
- c.部局等の所掌事務の範囲を超えて、施策を設定
- d.その他

⇒ c又はdの場合、どのような考え方で施策を設定されているか教えてください。

【各府省の回答の概要】

- a.を選択した府省： 7/22
 - b.を選択した府省： 7/22
 - c.を選択した府省： 3/22
 - d.を選択した府省： 4/22
- ※目標管理型評価を実施していない府省が1

- 部局等の所掌事務の範囲を超えて、施策を設定する（選択肢c.）考え方としては、特定の政策分野において策定される基本計画等に基づき、政策・施策の体系を整理し、これを踏まえて設定しているとの回答が多い。
- その他（選択肢d.）の評価対象施策の設定の考え方
 - ・ 府省の使命に基づいて定められた目標を達成するための手段として施策等を設定
 - ・ 部局横断的な基本政策、基本政策に関する横断的な施策を設定するとともに、これらの基礎となる施策を別の取組として設定 など

② 施策の目標・測定指標は、どのように設定されていますか。

- a.できるだけ定量的な測定指標を設定
- b.施策の特性等に応じ、定量的な測定指標と定性的な測定指標を使い分け
- c.ほとんどの施策において定性的な指標を設定

⇒ b 又は c の場合、測定指標の数値化が困難であり、定性的な指標が適切であると考える理由（これに該当する施策はどのようなものかを含む。）を教えてください。

【各府省の回答の概要】

- a.を選択した府省： 8/22
- b.を選択した府省： 10/22
- c.を選択した府省： 2/22

※目標管理型評価を実施していない府省が 1、今後設定する予定としているものが 1

- 測定指標の数値化が困難であるとしている施策の例
 - ・ 制度の企画・立案に係る施策で、実施主体が各省や地方自治体となっているもの
 - ・ 着実に執行・運用していくべきもの（安全保障関係の規制、融資制度の運用等）
 - ・ 個別の事情や要望に応じて対応が求められるもの（災害からの復旧、審査事務等）
 - ・ 外部要因等に大きく左右されるもの（外交政策、財政政策、争訟等）
 - ・ チャレンジングな課題解決等に取り組んで行く必要があるが、当初はどのような成果が生まれるか予測しづらいもの（研究開発等）
 - ・ 民間主体の自主的な経営努力を尊重する必要があるもの（金融行政等）
 - ・ 件数の多少のみで成果を測定できず数値化の意義が乏しいもの（争訟等）など
- 定量的な測定指標の設定に関する主な意見
 - ・ 定量的な測定指標の設定が困難な政策にあえて定量指標を立てようとする、部局でコントロールしやすい指標（運用主体への研修等に係る指標）、自らコントロールできない中長期的なアウトカム・インパクト指標となってしまう傾向がある。
 - ・ 現行制度では、設定した目標値を達成すれば、外部要因等により施策の目的・目標が明らかに達成されていない状況でも、施策目標を達成したとの評価となり、国民から見て違和感を覚える評価結果となるおそれがある。
- 定性的な測定指標の設定に関する主な意見
 - ・ 定性的な指標を設定する場合には、定量的な参考指標や外的要因についても勘案しつつ、総合的に評価を実施している。
 - ・ 着実な執行、円滑な運用といった定性的な測定指標は、常に制度改善を図ろうとする意識付けにつながる効果が期待できる。

③ 目標管理型評価は、モニタリングを毎年度行う一方、基本計画期間内に1回以上、総括的な評価を行うこととされていますが、総括的評価の実施の状況及びその考え方を教えてください。

- a.毎年度評価を実施
- b.基本計画期間内に1度、評価を実施
- c.施策ごとに評価の実施時期を個別に設定

⇒ どのような考え方に基づき、どのような方法を採っているのか教えてください。また、b又はcの場合、モニタリングの状況や、施策を巡る状況の変化などに対応して、評価の実施時期を変更（前倒し）するなどの弹力的な対応が行われているかどうかについて、教えてください。

【各府省の回答の概要】

- a.を選択した府省： 6/22
- b.を選択した府省： 10/22
- c.を選択した府省： 4/22

※目標管理型評価を実施していない府省が1、今後設定する予定としているものが1

● 毎年度評価を実施（選択肢 a.）する理由

- ・ 施策を巡る状況の変化を迅速に政策評価に反映するため（各施策の測定指標のタイムリーな設定、新たな課題と課題に基づく新規事業と政策評価の整合性確保など）
- ・ 行政の透明性を高めることにより、国民に対する説明責任を果たすため
- ・ 評価書は、全体として業務の内容がまとまっている「白書」としての機能があるため
- ・ 総務省・財務省・行政改革本部等からの関連する発注には、毎年度全施策を評価することを前提にしたものもあるため など

● 基本計画期間内に1度、評価を実施（選択肢 b.）することとしている府省では、評価の重点化、平準化を理由としているところが多い。

● 施策ごとに評価の実施時期を個別に設定（選択肢 c.）している府省については、内閣の重要政策としての位置付けや国民の関心の高さ等を踏まえて、特定の施策について毎年度評価を行っている例や、基本計画等の計画期間の2年目に中間評価、5年目に最終評価を行っている例などが見られた。

● 「評価の実施時期を変更（前倒し）するなどの弹力的な対応が行われているかどうか」については、「モニタリング状況に応じて、評価実施時期を変更することはあり得る」等としている府省も見られたが、実際に評価の実施時期を変更しているとする回答は見られなかつた。

(3) 政策評価の実施にかかる体制と負担について

① 貴省における政策評価の実施体制に関し、官房等の取りまとめ部局（課室）の組織体制（職員数など）や、原局との役割分担について教えてください。また、原局では、個々の施策の細分化された項目ごとに、担当課室の職員（補佐・係長等）が事前分析表や評価書等の作成を行い、局の総括課で取りまとめて、官房等に提出されることが一般的な形であると考えておりますが、貴省の実施体制について、異なるところがあれば教えてください。

あわせて、各府省における政策評価の意思決定のプロセスについては、下に記載したような流れが典型的なものと考えておりますが、貴省の取組において、これと異なるところや、特に留意している点などがあれば、教えてください。

【各府省の回答の概要】

- 各府省における取りまとめ部局の体制については、府省の規模等に応じ、概ね、課室長以下、3～10名程度の体制となっている。
- 取りまとめ部局等の役割の例
 - ・ 取りまとめ部局が、客觀性や質の確保を図る観点から、原局に対する助言、政策評価の結果の政策への反映状況のフォローアップ、政策評価に関する手法等の調査・研究・開発、政策評価を担うことができる人材の養成・確保の推進等を行っている。
 - ・ 取りまとめ部局のほか、官房会計課、政策とりまとめ部局、税制とりまとめ部局といった関係部局が評価結果について審査を行っている。など
- 例示した標準的な形と異なる取組の例
 - ・ 評価書等の意思決定プロセスにおいては、事務方幹部への説明前後において、有識者会合を開催して意見聴取を実施
 - ・ 評価書等について事務次官等をヘッドとする幹部ヒアリングを実施予定
 - ・ 評価に必要な技術的事項について、技術総括部署とも緊密に連携して評価を実施

など

<基本計画等の場合>

- ・原案を官房等(取りまとめ部局)が作成 → 原局に照会 → 原局担当者が確認・修正
→ 原局幹部(局長等)の了解(決裁)後、官房等に回答 → 官房等の担当者が各局の意見を取りまとめ
(場合によっては、官房・原局間を往復) → 官房等の幹部(事務方)の了解
(→ 府省によっては有識者会議で審議) → 官房等からまとめて政務三役への説明・了解 → 決定

<評価書等の場合>

- ・官房等から原局に作成指示 → 原局総務課等から局内原課に作成指示 → 原課担当者が作成
→ 原局総務課等が局内の取りまとめ → 原局幹部の了解後、官房等に提出 → 官房等による確認・修正
(場合によっては、官房・原局間を往復) → 官房等の幹部(事務方)の了解
→ 官房等からまとめて政務三役への説明・了解 → 決定 (→ 府省によっては有識者会議に報告)

② 貴省における年間の大まかな作業スケジュールと作業内容について教えてください。また、貴省の政策評価に関わる作業で、特に作業負荷が大きいものは何か、具体的に教えてください。

【各府省の回答の概要】

- 評価書の公表等の時期は、各府省とも、基本的に8月下旬となっているが、作成から取りまとめ、公表に至る作業のスケジュールや、作業内容については、府省によって大きな差が見られた。
- 特に作業負荷が大きいものの例

<作業プロセス>

- ・ 評価書等の作成、公表については、評価対象数が多く、記載内容について各局と調整を行う等により、作業が終了するまでに半年ほどの期間を要している。
- ・ 取りまとめ部局としては、原課の担当者により政策評価に対する理解や知識に差があることが、政策評価に係る作業全体をスムーズに進める上での障害になっており、取りまとめの作業負荷が大きくなっている。

<作業の時期的な集中>

- ・ 政策評価担当者が行政事業レビューも兼務している場合が多く、特に5~8月に政策評価と行政事業レビューの業務が集中し、超過勤務が常態化
- ・ 概算要求や税制改正要望までの作成が一律に求められている評価書は、前年度予算の決算・来年度概算要求作業等と並行して作成するため、全体的に作業負荷が大きい。
- ・ 租特の評価書の点検に係る作業について、回答〆切までの時間的余裕がなく負荷が大きい。

<行政事業レビューとの連携の課題>

- ・ 事前分析表の「達成手段」欄にレビューシートの事業名や概要等を記載することとされているが、施策と事業の関連性の確認や入力作業に多大な労力を要している（一つの施策で約180件のレビューシートがぶら下がる施策もある。）。また、レビューシートの作成・公表等と必ずしも同じスケジュールとなっていないため、記載内容に齟齬が生じやすく、それぞれに更新作業を迫られる原局の負担も大きい。

<その他>

- ・ 租特の政策評価について、新規の税制改正要望の場合、要望案が要望書の提出直前まで固まらないことが多いため、短期間で成熟した評価書を作成するのが困難。また、評価書公表後、総務省による点検が終了するまでの間に、税制当局とのやり取りの過程で要望段階の内容が維持できなくなっている場合も多く、過去のものとなった要望時点の評価書の公表、総務省による評価書の点検に対応することは負担が重く、意義を感じられないものとなっている。など

(4) 政策評価の問題点・課題について

政策評価については、「政策の立案・改善に活用されず、評価のための評価になっている」「評価疲れが生じている」といった指摘もされていますが、現在の政策評価には、制度面、運用面で、どのような問題点や課題があるとお考えでしょうか。

【各府省の回答の概要】

● 政策評価の問題点・課題に関する主な意見

<政策評価の政策改善への活用>

- ・ 政策評価を実施・活用するインセンティブに乏しく、法律に定められたことをするためのものとなっている。
- ・ 評価書等は、通常、企画立案等の際の幹部説明資料や予算要求の説明資料等からの転記等により作成され、評価書等を企画立案等の場で直接使用することはあまりない状況
- ・ 評価結果の活用は、行政機関の裁量を越えたレベルでの政策改善に関わる場合もある。
- ・ 評価結果の政策への活用に係る先進的な事例や知見等を共有してほしい。

<予算編成過程等との関係>

- ・ 政策評価と予算や機構・定員要求等との結びつけが課題
- ・ 目標管理型評価制度は、予算との連動を強く求めることで、個々の行政機関・内部部局との紐づきが強くなりすぎ、予算執行を担当する部局の業績評価のようになっている。

<目標管理型評価等の施策レベルでの評価>

- ・ 目標を達成することが当然である（達成しないことは問題である）と内外で受け止められているという意識の下、達成を前提とした指標になりがち。
- ・ 今後、行政を取り巻く状況がますます不透明になると、情報が不足する中でも迅速な意思決定や政治判断、試行錯誤的な施策の実施が求められ、事前の目標による「管理」が困難になっていくのではないか。
- ・ 事前分析表の作成については、前年度の事前分析表の更新が主な作業となっており、目標や指標の見直しといった改善にまではつながっていない。
- ・ 指標の数値が悪ければ、原因を分析し、対策を打つことを当然に行っており、政策評価の枠組で、各部局同一のタイミングで改めて評価書を作成・公表することの意義は乏しい。

<評価疲れ>

- ・ 政策評価の他、行政事業レビュー、政策評価法とは別の枠組みの評価、ロジックモデルの作成もある。予算要求等においてそれぞれ資料の作成が求められ、書類形式が別々であり、求められる内容も（重複する部分はありつつ）異なる。本来の政策実施のための労力が圧迫され、「評価疲れ」という状況が生じているのではないか。
- ・ 測定指標の数値化が困難な施策も含めて全ての施策を対象にして、網羅的に政策評価を実施していることが、運用の現場での「評価疲れ」等の意識につながっている可能性

<行政事業レビュー等との関係>

- ・ 政策評価、行政事業レビュー等において、ＫＰＩを設定し、達成状況の評価をする仕組みが乱立しているように見える。
- ・ 既存の公開資料や行政事業レビュー資料からの転記が主となるため、業務重複感が強く、書きぶりを修正する場合には双方の資料の修正が求められるなど事務コストや管理コストが大きい。

<アカウンタビリティ>

- ・ 評価結果の利用者が明確でなく、ガイドライン等でいう「アカウンタビリティ」の意味するところが曖昧。評価書の目的、位置付けを明確にし、それを踏まえて様式も見直すべきではないか。
- ・ 所管施策には機微な情報も含まれており、情報の取扱いに制限がある中で、分かり易い評価書の作成・公表等という観点から苦慮

<政策評価審議会での議論について>

(5) 上記（4）とも関連しますが、政策評価審議会では、現在の政策評価は、政策の立案・改善に十分に活用されるものとなっておらず、「評価のための評価」となっているのではないか、その原因として、各府省で幅広く行われている「目標管理型評価」が、施策の特性等に関わりなく画一的なやり方で、各府省の活動を一律かつ網羅的にカバーしようとして取り組まれてきたことにあるのではないか、これが職員の負担感にもつながっているのではないか、との問題意識が示されています。これに関し、以下の2つの質問にお答えください。

① 目標管理型評価の評価対象とする施策（及び設定目標・指標）を定めるに当たり、所掌事務等を網羅するようなやり方を改め、重要なものに絞り込むことで重点化を図るべきとの議論がされていますが、このような議論の方向性について、貴省の立場からの率直な御意見等をお聞かせください。

また、このような議論に対し、逆に網羅的に実施しなければ困ることや、評価対象の絞り込み・重点化を図る上で懸念される点、課題等があれば教えてください。（既に評価対象施策の重点化に取り組んでいる府省におかれでは、重点化の考え方について、併せてご回答ください。）

【各府省の回答の概要】

- 目標管理型評価の評価対象とする施策（及び設定目標・指標）を定めるに当たり、所掌事務等を網羅するようなやり方を改め、重要なものに絞り込むことで重点化を図るとの議論について、多くの府省において理解が示された。
- 一方、目標管理型評価は、所管行政全体を対象として網羅的に各分野の業績指標を基に実績評価を行い、総合評価方式により「重要な政策課題」等に絞り込んでテーマを選定し、より掘り下げる検証を行うという形で、対象範囲や手法、目的が異なる事後評価を連携させ、省全体としての総合的な行政マネジメントの確立を目指しているとする府省もあった。
- 重点化等の議論に関する主な意見
 - ・ 評価対象の絞り込み・重点化の意味の明確化が必要
 - ・ 職員の負担感の軽減のみを目的とするのではなく、政策評価の目的との整合性も重要
 - ・ 網羅的に実施するかを省庁ごとに判断できるようにすべき。
 - ・ 重要であるか否かの判断が困難とも考えられるため、判断基準があった方が良い。
 - ・ 重点化については、常に変化が生じている重点課題に対して、評価周期の期間内で測定指標を固定化することなどのデメリットも勘案して検討することが必要
- 重点化等に対する懸念
 - ・ 重点化した結果、作業量に変化はあるかもしれないが、政策評価は現実的には政策改善に活用しがたいという状況が変わらない限り、作業への負担感や疑問は変わらない。
 - ・ 評価対象に選定しなかった施策は「重要なものではない」と判断したことになり、対外的な説明が困難
 - ・ 現状、目標管理型評価の対象施策は重要なものが選定されており、それ以上に重要度に優劣を設けることは困難
 - ・ 評価の対象を絞り込む場合、多くの職員が政策評価に関わる機会がなくなるので、組織全体として、政策評価に求められる考え方の継承、知見の蓄積が図られなくなることへの工夫も必要
 - ・ 目標管理型評価が省内に定着してきたところであり、制度見直しにより新たな行政コストが発生 など

② 目標管理型評価の実施の在り方について、施策の特性や評価の活用目的等に関わりなく、一つのやり方を一律に当てはめ、画一的に実施されているという現状を改め、適切なタイミングで必要な評価が行われるよう、弾力的な評価の在り方を検討していくべきとの議論がされていますが、このような議論の方向性について、貴省の立場からの率直な御意見をお聞かせください。

また、現行の目標管理型評価には必ずしも適さない施策があるのではないかとの議論に関し、貴省の施策で該当するものがある場合は、その理由と併せて教えてください。

【各府省の回答の概要】

- 目標管理型評価の実施の在り方について、適切なタイミングで必要な評価が行われるよう、弾力的な評価の在り方を検討していくべきとの議論について、多くの府省において理解が示された。
- 目標管理型評価の実施の在り方に関する課題・懸念
 - ・ 各府省が独自の制度を設計することは困難であり、具体的で細やかな評価方法等のガイドライン及び実効性のあるサポート体制の構築が必要
 - ・ 施策ごとに評価のスケジュールが異なることによる作業量の増加や運用の複雑化、また、特定の部局に評価に係る負担が集中しないかなどの懸念がある。
 - ・ 弾力的に実施することで、検討の負担が増えるように思われる。多忙な担当課が政策評価にかけられる時間は限られており、必ずしも良い評価につながらない可能性
- 現行の目標管理型評価には必ずしも適さない施策の例
 - ・ 他律的な要請等に基づき実施される施策（主体的に目標を設定することが困難）
 - ・ 外的要因によって数値結果が大きく左右され、目標を数値化する意義に乏しく、定量的な指標の設定が困難である施策（国の利害に関する争訟の処理など）
 - ・ 国と地方の双方に関わる制度の管理に係る施策（制度設計主体と運用主体が異なるため、運用主体への情報提供や意識啓発に関する指標、国（当該府省）だけではコントロール不可能な指標などが掲げられ、その達成状況を見るだけでは、国と地方に関わる制度そのものの見直しには直接つながりにくい。）
 - ・ 多角的な評価が適切な施策（研究開発、デジタルトランスフォーメーション）
 - ・ 個別法に基づく基本計画等で目標を定めている施策
 - ・ 規制分野の施策（規制等の非予算手段は、予算事業と異なり、行政機関の活動量増加と目標達成が比例関係にならないこともあるため。）
 - ・ 研究開発分野の施策（挑戦的な課題解決を試みる必要があるという観点から、必ずしも目標を定めてモニタリングをすることが適切でない場合がある。）
 - ・ 教育分野の施策（必ずしも数値に表れないような規範的な面もある。）など

(6) この他、本年10月9日の審議会において、以下のような議論がありました。これらの内容等を踏まえ、ご意見等があれば、記入してください。

- ・ 内閣の重要な政策等に関する施策などについては、複数の部局や予算項目にまたがるものも含め弾力的に評価対象として設定し、適切な時期に評価が実施されるようにすべき
- ・ 政策の抜本的な見直しを検討する際には、例えば、特定のテーマを設定して総合評価を実施するなど、必要に応じ、踏み込んだ評価・分析等が行われるようにすべき
- ・ ロジックモデルにより、解決すべき課題と手段との関係等を明確化し、目標・指標の設定を適切に行うなど、EBPMの実践により政策評価の質を高める取組を推進すべき
- ・ 新たな政策の立案にあたり、EBPMの実践による「事前のプログラム評価」を積極的に実施していくことが考えられるのではないか。
- ・ 政策評価と行政事業レビューは十分に連携できていないので、体系的に整理すべき

【各府省の回答の概要】

- 内閣の重要な政策等に関する施策の評価、総合評価方式等の活用による踏み込んだ評価等の実施に関する主な意見
 - ・ 内閣の重要な政策に関するものは、関係省庁との協議等を行い、様々な観点を踏まえて決定されており、その成果も短期間での定量的評価が難しい。そのため国民に対する行政の説明責任に重点を置いた政策評価となっている。
 - ・ 各府省横断的な施策をどのように評価するかは、難しい問題である。
 - ・ 部局横断的な施策の評価や特定テーマの総合評価を各府省自ら実施するのは、準備・調整作業及び原課室の作業も大きく、「評価のための評価」と同じことになるのではないか。
 - ・ 関係審議会で複数回議論がなされ、報告書等の取りまとめが示されることが多いが、これとは別に総合評価書を作成する意義はどの程度あるのか分からぬ。
- EBPMの実践による政策評価の質の向上に関する主な意見
 - ・ 政策評価とEBPMの連携をより促進し、政策の立案と評価が両輪として最良の機能を発揮し、政策を改善することが必要。そのため、ロジックモデルを活用するなどして、目標・指標の設定を適切に行うなど、EBPMの実践により政策評価の質を高める取組を推進することが今後更に求められるのではないか。一方で、作成資料が増え、政策評価に関する負担増大の懸念もあり、効果的な連携の在り方を具体化することが必要
 - ・ EBPMは、内閣官房行革事務局、総務省、内閣府が推進し、また、経済財政諮問会議、EBPM推進委員会等々様々な場で議論されており、対応に混乱が生じないか懸念
 - ・ 政策評価にEBPMの考え方を取り入れる際には、エビデンスレベル、効果検証の程度などの具体的な実践方法について、総務省と内閣官房が連携して各府省の参考となる様式を示すこととしてはどうか。
 - ・ 事前分析表の様式をロジックモデルに基づく記載内容となるよう工夫している（施策目標の「背景・課題」と、これに対応した「達成目標」の記載欄の追加）。
- 「事前のプログラム評価」の実施に関する主な意見
 - ・ 評価対象の拡大ということであれば作業負担の増加につながるのでないか。

- 政策評価と行政事業レビューの体系的整理に関する主な意見
 - ・ 政策評価と行政事業レビューの連携、政策評価における EBPM の実践については、総務省において、各府省が取り組む際のガイドラインを作成し、考え方、手続、統合した様式等を策定するなど具体的な形で示すことを期待
 - ・ 政策評価と行政事業レビューは、十分に連携できておらず重複感があり、評価疲れの問題につながっているので、作業を簡素化・効率化する方向で体系的に整理してほしい。
- その他の主な意見
 - ・ 一つのやり方で一律に当てはめ、画一的な実施を求めるのではなく、各行政機関の施策の特性等を踏まえて検討するとともに、作業の負担等にも配慮してほしい。
 - ・ 現行の政策評価制度は行政機関ごとの区切りを前提としているため、省庁間連携が進むに従って、行政機関の外部が期待する評価との齟齬が大きくならないか懸念
 - ・ 政策評価が機能するように、また、政策実施部局が有効に活用し得るように、様々な観点・手法を議論するのは、非常に有意義。各省が具体的にどう取り組めばよいか制度部局から提示してもらい、議論していきたい。

<その他>

(7) その他、政策評価制度の運用上の悩み、政策評価制度を所管する総務省に期待することなどについて意見等があれば、記入してください。

【各府省的回答の概要】

- ・ 政策評価制度の運用上の悩みとして、政策評価制度に対するモチベーションが低下し、現場の負担感が増加している。そのため、政策評価制度に何らかのインセンティブを設け、政策評価制度に対するモチベーションを喚起することが必要
- ・ 政策評価の充実・強化が組織や職員への過度な負担とならないよう、政策評価制度の見直しの検討に当たっては、他の政策立案・評価に係る取扱も含め、見直しにより見込まれる効果と作業負担のバランスを十分に考慮してほしい。
- ・ 政策評価に関する各種ガイドラインについて、基本方針などと重複している記載も多く、分かりにくいのではないか。また、業務に携わるに当たり、ガイドラインのどの箇所を確認すればよいのか分かりにくく、担当者の負担となっているのではないか。
- ・ 実施計画に示されていない施策について、急きょ評価する必要が生じた場合に、実施計画を変更する手続きが必要となり、その都度、有識者会議や大臣決裁が必要となることから、事務手続の緩和が必要と感じている。
- ・ 政策評価関連で総務省が作成した様式、個別に調査等で提出を求める様式は、印刷を前提とした罫線様式、いわゆる紙エクセルが多い。必要な情報やデータを入力しやすい様式・フォーム等による提出に変えると集計も含め事務コストが削減されると期待
- ・ 総務省と各省庁評価担当部局との連絡会議をより緊密に開催し、上記のような政策評価制度全体について総務省が考える課題や改善案を各省へ提案し、各省庁担当者の顔が見える議論や横の交流を喚起する「場づくり」として活発化してほしい。
- ・ 他省庁の政策評価の実施状況や、今回の調査結果で出てきた他省庁の政策評価の悩みなどについて、情報共有してもらいたい。
- ・ 大きな人事異動があるタイミングや評価書作成の時期に、研修を実施してほしい。

など

政策評価審議会名簿

〔令和2年10月9日現在〕

	委員名		所属等
会長	おか 岡	もとゆき 素之	住友商事株式会社特別顧問
会長代理	もりた 森田	あきら 朗	津田塾大学総合政策学部教授
委員	いわさき 岩崎	なおこ 尚子	早稲田大学総合研究機構電子政府・自治体研究所研究院教授
"	うしお 牛尾	ようこ 陽子	株式会社七十七銀行取締役監査等委員
"	うすい 薄井	みづひろ 充裕	新むつ小川原株式会社代表取締役社長
"	たぶち 田渕	ゆきこ 雪子	行政経営コンサルタント
"	まえば 前葉	やすゆき 泰幸	津市長
臨時委員	しらいし 白石	さゆり 小百合	横浜市立大学国際商学部教授
"	たなべ 田辺	くにあき 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
専門委員	おの 小野	たつや 達也	鳥取大学地域学部教授
"	かとう 加藤	ひろのり 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
"	きしもと 岸本	あつお 充生	大阪大学データビリティフロンティア機構教授
"	つつみ 堤	もりと 盛人	筑波大学システム情報系教授
"	ほった 堀田	さとこ 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

政策評価審議会の体制及び審議事項

体制

政策評価審議会

…委員7人以内、臨時委員、専門委員

政策評価制度部会

…会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員

各ワーキング・グループ

…部会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員

目標管理型評価WG

規制評価WG

公共事業評価WG

政策評価制度の運用実態の把握等に関するWG

審議事項

行政評価局調査

行政評価局が行う調査(統一性・総合性確保評価、行政評価・監視)に関する重要事項(テーマ選定等)について審議。

政策評価の推進

各府省が行う政策評価に関する基本方針やガイドラインの立案・運用について審議。

総務省組織令（平成12年政令第246号）（抄）

（設置）

第百二十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価審議会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

国立研究開発法人審議会

（政策評価審議会）

第百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ 政策評価に関する基本的事項

ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

ハ 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視に関する重要事項

二 前号イからハまでに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか政策評価審議会に関し必要な事項については、政策評価審議会令（平成十二年政令第二百七十号）の定めるところによる。